

## 学位論文要旨および審査要旨

氏 名 遠藤保子  
学位の種類 博士(社会学)  
学位授与年月日 2002年3月31日  
学位論文の題名 **グラフノーテーションによる舞踊研究**  
- ナイジェリアの舞踊を中心として -

### 【論文内容の要旨】

本研究はナイジェリアの舞踊を事例とし、アフリカ社会の舞踊文化と社会との関係を浮き彫りにすることを試みたものである。学位申請にあたっては、主論文の他、副論文として『舞踊と社会 アフリカの舞踊を事例として』(文理閣、2001年発行)が提出されている。両者は長期にわたる一連の実態調査を踏まえて書かれており、結論的には同一の内容を有しているが、主論文はグラフノーテーションという手法を中心に据え、副論文で提示されている概括的な論点を事例に即してより深めたものとなっている。従ってここでは、主論文に即して、その概要を述べることにしたい。まず主論文の構成を示すと、以下のようである。

はじめに

#### 第1章 序論

- 1・1 序章
- 1・2 研究目的
- 1・3 研究意義
- 1・4 研究仮説
- 1・5 研究史
- 1・6 理論的フレームワーク

#### 第2章 方法論とコンテクスチュアル・フレームワーク

- 2・1 方法論
- 2・2・1 アフリカの舞踊
- 2・2・2 アフリカの音楽と楽器
- 2・2・3 ナイジェリアの舞踊研究

#### 第3章 ナイジェリアの社会

- 3・1 ナイジェリア概観
- 3・2 ナイジェリアの歴史
- 3・3 ヨルバの社会・文化 オヤン村を事例として

#### 第4章 ナイジェリアの民族舞踊 ヨルバを事例として

- 4・1 ヨルバの舞踊概念

- 4・2 ヨルバの楽器
  - 4・3 さまざまな舞踊
  - 4・4 葬式
  - 4・5 オゲン祭り
  - 4・6 オリッサオコ祭り
  - 4・7 アグバ祭り
  - 4・8 エグンゲン祭り
  - 4・9 首長就任式
  - 4・10 祭りの太鼓演奏
  - 4・11 キリスト教会における舞踊
  - 4・12 舞踊と太鼓の練習法
- 第5章 ナイジェリアの芸術舞踊 ナイジェリア国立舞踊団を事例として
- 5・1 ナイジェリア国立劇場
  - 5・2 ナイジェリア国立舞踊団
  - 5・3 舞踊団の練習法
  - 5・4 舞台の舞踊演目
- 第6章 舞踊と社会
- 6・1 民族舞踊と社会
  - 6・2 芸術舞踊と社会
  - 6・3 舞踊と国家
- 第7章 研究のまとめと将来の研究展望
- 7・1 研究のまとめ
  - 7・2 研究の限界と今後の展望
  - 7・3 今日における舞踊人類学

第1章では、本論文の研究目的、意義、仮説が提示されている。またこれまでの舞踊人類学の研究史がまとめられており、本論文の研究史上の位置が理解され得る構成となっている。ここで著者は、本研究の目的として次の三点を上げている。第一点は、アフリカにおける人々の生活実態を明らかにし、そのなかで民族舞踊はどのような社会的・文化的特性を有して踊られ、どのような文化的意味があるのかを明らかにすること。第二に国立舞踊団における芸術舞踊は、どのような特性を有して踊られ、どのような意味があるのかを示すこと。第三にこれら民族舞踊と芸術舞踊を比較・検討し、舞踊と社会や文化との内在的かかわりを検証することである、とする。また本研究の意義についても言及されており、第一にそれはアフリカの舞踊を研究することによって舞踊の根元的意味を問う手がかりが見いだせる点、及びアフリカの社会や文化を政治的領域や経済的領域から理解するのとは異なる意味において深く理解することが可能になる点であるとする。この理由として著者が挙げているのは、長くアフリカは無文字社会、あるいは文字を必要としなかった社会であり、文字以外の媒体であるところの舞踊や音楽が重要なコミュニケーションの要素となってきたという点である。従ってこのことからアフリカの舞踊研究は、舞踊の本質を探る手がかりとなると同時にアフリカ社会を理解する上でも欠くことができないものであり、これを掘り下げて探ることに本研究の意義が存在す

るとする。さらに著者が指摘するのは、このような意義を持つにもかかわらずアフリカの舞踊研究は、これまでシステマティックに行われておらず、この点で本研究は先駆的な意義があるとする。

著者はこのようにアフリカ舞踊研究が、舞踊を根元的意味から理解し、且つアフリカ社会や文化を理解する上で欠くことのできないものであるとし、そこに本研究の意義と課題をみだしている。著者は調査点をナイジェリアに求め、主に1980年から1982年にわたるフィールドワーク及び、2001年時の追跡調査及び国立舞踊団の調査をおこない、この課題に迫ろうとしており、第2章でそのための方法論とコンテクスチュアル・フレームワークを提示している。第一に舞踊の核は、民族性、地域性、時代性などと不可分に関わっており、それは踊り方、踊る内容、伝承の仕方により、民族舞踊と芸術舞踊に分類し得るとする。このためナイジェリアのヨルバ地域、オヤン村を中心に民族舞踊とナイジェリア国立劇場における芸術舞踊の比較調査を行うとする。またこの分析は練習法、伝承様式など多岐にわたる要因を見ていくことが必要であるとしながらも、とりわけ舞踊の核の部分をつまららかにすることが重要であるとする。このためグラフノーテーションによる舞踊動作の採譜を手法として採用する旨述べられる。

第3章では、調査対象地のナイジェリアの舞踊を取り巻く社会的コンテクストが示される。これは地理、歴史、社会、文化、生活様式、とりわけヨルバ社会の社会・生活・文化について概観されるが、中心の一つはヨーロッパとの接触以降の歴史、とりわけ植民地化の歴史とそれに抗する植民地ナショナリズム運動と独立に至る歴史的経緯であり、このことは後述する植民地化によって「アフリカ性」が否定されたのか否か、また舞踊の変化が生じ得たのかという課題設定につながっている。

以上のような問題設定及び概念整理、また調査地の社会的コンテクストを明らかにした上で、第4章、第5章ではアフリカ舞踊の調査が行われる。第4章ではヨルバ地域の舞踊を事例とし、民族舞踊の詳細な調査が行われる。調査は、人生の重要な節目、および一年単位の節目の祭りの中の踊りや、5カ所のキリスト教会における礼拝時の舞踊、さらに葬式、首長就任式、戴冠式等、定例ではない重要な出来事における踊りについて、これら儀式や祭りの背景となる由来や概要などの社会状況と舞踊の構成様式（楽器、音楽、仮面、練習法）を調べることによって行われているが、そのもとで同時に舞踊そのものの核である典型的舞踊動作をグラフノーテーションの手法により採譜し、実証的分析が行われている。

第5章では、ナイジェリアの芸術舞踊について、特に国立劇場での国立舞踊団について調査される。調査は国立劇場、国立舞踊団の持つ社会的・文化的意味、及び舞踊の内容の採譜、練習法等について行われるが、ここでもまたグラフノーテーションによる典型的舞踊動作の採譜、実証的分析が試みられる。

これらの分析の結果は続く第6章でまとめられる。まず第一節において民族舞踊の舞踊概観、背景、及び舞踊構造がまとめられ、ヨルバの舞踊動作の核が指摘される。ヨルバの舞踊はこの動作の核を中心に自然環境や社会環境と関わって踊られるとする。それらは死者や祖先、神への祈りと語りかけ、この語りかけによって生み出される陶酔感や忘我の境地を通して生み出される非言語的コミュニケーションとしての舞踊の性格、また娯楽の意味や王や首長の存在を周知させる文化装置としての機能、雨季、乾季という自然的变化に文化的意味を与え、時を刻み文化的に再構成するという内実が指摘され、総じて宗教的世界像によって自然現象と労働などの人間的営みを解釈する行為であることが指摘される。他方、第二節では、芸術舞踊について、同様にその舞踊概観、背景、及び舞踊構造がまとめられ、民族舞踊と比較され、本論文の仮説が検討に付される。

第一に、ナイジェリアの舞踊は宗教的側面と娯乐的側面が存在するが、民族舞踊は前者の側面が基本的であり、他方芸術舞踊は娯乐的側面が強く見られるとする。第二に、踊りには地理風土、動物、植物など

のナイジェリアの自然環境と、生活行動、慣習、エチケットなどの社会環境が反映されており、また踊り手の年齢、男女、身分によっても踊りの動作や構成が異なる。例えばこれらは民族舞踊における農作業形態や狩猟形態の踊りの動作の核への反映、さらには日常生活の多目的行動が舞踊のポリセントリックな特性を生じさせていることに見られるとする。他方、踊り手の属性の相違は、例えば男性が振動運動を中心とし、女性が臀部を振る動作を中心とする多産祈願の意味をもつ動作など、男女の踊りの動作の核の相違を生み出しており、また地位の差異により踊りの動作の相違も見られるとする。第三に、国立舞踊団における舞踊は、芸術性、娯楽性、伝達性を追求した観客に見せる芸術舞踊ではあるが、舞踊動作の核は基本的に民族舞踊と異なるものではなく、このことはイギリス植民地化によるアフリカ性の否定という社会的、文化的変化というプロセスのなかで、むしろその連続的側面を示すものであると指摘する。しかし芸術的舞踊は民族舞踊をもとにしているが、その意味する内容は異なっているとし、国立舞踊団によって行われる芸術舞踊は、自覚的なナショナリズムと結び付いた意味を有するとする。ナイジェリアにおけるナショナリズムは人工的に創り出されたものであり、このことから国立舞踊団の舞踊も人工的に創り出された、いわばつくられた「伝統的舞踊」と言い得るのではないかと結論する。従ってその意味はナイジェリアの国民的アイデンティティを大衆に訴え、ナイジェリアのイメージを構築しようと試みるもの、とされる。著者はこのようにナイジェリアの舞踊の分析から舞踊という文化と社会との関係性を指摘するのである。

第7章では、本研究をあらためてまとめ、ナイジェリアの舞踊が自然環境と社会環境と深く関わり、共同体のなかで受け継がれてきており、イギリスの植民地化による社会的、文化的変化にもかかわらず、舞踊の動作の核には変化していない部分が確実に存在し続けていると結論される。また方法論についても言及され、今後のデジタル化による新たな形の採譜と記録がもつ可能性等の諸点が示唆されている。

本論の構成、概要は以上のものであり、簡潔に述べれば舞踊という文化と社会との関連性をナイジェリアの事例を通して、舞踊人類学的手法をもとに文化内在的に探ったものと言える。

### 【論文審査の結果の要旨】

審査委員会は6月22日に開催された公聴会も踏まえ、本論文について審査し、以下のように評価するものである。

第一に、本研究は先行研究が極めて乏しいなか、数年にわたるフィールドワークをもとにした、極めて豊富かつ貴重なデータ収集とその分析にもとづいて行われており、このこと自体高く評価し得る。この意味で本研究は、この分野での今後の研究にとってベースとなる先駆的な意味を持っているのみならず、今後の研究発展の契機を数多く含んでいる。第二に、本研究は「グラフノーテーション」という手法を駆使し、文化内在的に舞踊と社会との関係を明らかにしている。とりわけ「グラフノーテーション」による数多くの舞踊の採譜と、そこから顫動運動や歩行様式などの一定の律動的動作を「動作の核」として抽出し、この「動作の核」と生業形態、生活、文化等々との関連を浮き彫りにし、そこから民族舞踊と芸術舞踊の比較が試みられる点に本論の重要な特色が見られるが、このこと抜きには、イギリス植民地支配によるアフリカ性の否定という見解に論駁し得る分析を導き出せなかったと言える。逆に、国立舞踊団による舞踊が、表面的な民族舞踊の継続性ととも、その意味するものがナショナリズムを構成する「創られた伝統」であるという側面の指摘も外在的にしか行い得なかったであろう。ナイジェリアの舞踊という現象そのものに直接接し、そこで感性的、知性的に感じ取り、同時にそれを図表化しさらに言語化していく手法と、そこで抽出した踊りの動作の核という点を機軸に据えるからこそ、この変化と継承の重層的関係を、文化内在的であると同時に外

在的な社会や意識の変化との関係で示し得たと考えることができる。この点もまた高く評価し得る。

これら全体としての優れた諸点にもかかわらず、本論にはいくつか批判的に指摘すべき点が散見される。第一に、本研究はナイジェリアにフィールドを絞っているとはいえ、生活、慣習、宗教、国家等々多岐にわたり介在する要因を探らざるを得ず、広範な問題領域を当初より含んでいる。それゆえしばしば論点を盛り込みすぎている傾向が見られ、このことが本論の構成や論旨の展開をしばしばわかりにくいものとしている。第二に、このことからいくつかの論点では、問題設定あるいは示唆的言及にのみ留まり、十分に追求し切れていない面が見られる。例えば宗教性を持った民族舞踊から芸術舞踊への移行についても、その時系列的变化が十分に示し得ていない。同様、劇場など踊りの場の社会的空間の変化について、示唆的言及はいくつかあるものの、この変化により舞踊そのもののなかの何を失ったのか、あるいは何が加わったのか、あるいは専門家の誕生や国立化することにより、どのように踊りそのものの特性と構成の内在的变化が惹起されたのかについて、必ずしも説得的に展開されてはいない。これは今後の課題ともなるのであろうが、踊りの場の構成の問題は論者が舞踊の意味を導き出す源泉的位置にあるゆえ、この面での掘り下げは必要であったと思われる。第三に、動作の核として抽出されているものと、狩猟や農耕などの生業、日常的身体技法との接点や距離について、いま一つ明確ではない点が上げられる。たしかに動作の核だけではこれらの関連は示し得ないのは理解しうが、そこに関わる社会的コンテキストとの関連も含め、舞踊と社会との関連性を考察する上でこの点はもう少し概念的な整理が必要であったと考えられる。またこのことと関わり、雨季乾季という自然的周期と舞踊を通して生み出される生活リズムとの関連、および狩猟から農耕に変化する過程での舞踊や祭りの変化についての掘り下げも、舞踊と社会の関連性を考察する上では必要であろう。この点でそれぞれの祭りを対比の視点で捉えることが重要ではなかったかと考えられる。この意味ではさらに歴史的調査も必要であったのではないと思われる。但しこれらの諸点もむしろ今後の課題に属する事柄であり、本論の意義をこれによって必ずしも損なうものではない。

公聴会では以上の諸点に関し質疑応答がなされ、本論の意義及びその問題点、課題について確認された。

以上から、本論文はいくつかの点で掘り下げを必要とする点も見られるが、数年間にわたるフィールドワークや幅広い文献の渉猟による豊富且つ貴重な資料をもとに考察された点、またその文化内在的視点による手法などの点で今後のこの領域を深めていくベースとなる極めて先駆的意義を持ったものと評価し得、審査委員会は学位授与するに十分に値すると認め、本学学位規程第18条第2項に基づき、学位を授与することが適当であると判断する。

### 【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、学位論文を精読し、さらに公聴会での質疑応答を踏まえ、本論文が学位を授与されるに十分な水準にあると判断すると共に、著者が十分な専門知識と豊かな学識を有すること、また外国語文献の読解においても十分な力量を備えていること確認した。従って、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員	(主査)山下 高行	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)佐々木嬉代三	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)仲間 裕子	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)柴 真理子	神戸大学発達科学部	教授

氏 名 Carolyn WRIGHT  
 学位の種類 博士（社会学）  
 学位授与年月日 2002年3月31日  
 学位論文の題名 Single Mothers by Choice? The Gendered Subjective Careers of Unmarried Single Mothers in Japan

## 【論文内容の要旨】

### （1）本論文の要旨

著者は、産業化された社会において、一般に婚外子比率は高まるのに対し、戦後日本では、極めて低い比率に留まっていることに注目し、この要因を日本におけるジェンダー差別的規範の強さ、それに由来する女性の労働市場での不利な立場に求めてきた。

本論文の研究対象である非婚シングルマザーとは、著者の定義に従えば「結婚というディスコースに参加することを避け、結婚というステップを置くこと無しに母親としての道を進んできた女性たち」である。非婚シングルマザーをめぐる問題は、従来、「母子家庭」問題と同義とされてきた。「母子家庭」は、二人親をもつ「標準家族」からの逸脱であり、「欠損／病理的家族」としてとらえられてきた。近年、「女性世帯」「女性が世帯主である家族」という中立的名称を採用し、「母子家庭」に付随する「問題家庭」というスティグマを払拭すると同時に、ジェンダー視角を導入しようとする調査研究も現れてきている。それらは、女性の利益と女性の状況を変えることを目的とするとされ、具体的には、「女性世帯」ならではの生活困難と、それがジェンダー不平等な社会システムによってもたらされることを明らかにし、ジェンダー視点にたった福祉を提起しようとするものであった。それらはまた、「女性世帯」の貧困を詳細にとりあげ、具体的支援策を提案してきた。それ自体は、非婚シングルマザーにとってもかけがえのない援助につながるものであり、そうした実態調査の意義は非常に大きい。

しかしながら、それらは、そうした「女性世帯」をつくる女性主体については、ほとんど触れてこなかった。女性主体は、離別・死別・生別など、置かれたコンテキストが異なるにもかかわらず、一括して捉えられ、女性主体を分析する概念的枠組み、ならびに、その概念的枠組みに即した調査論については未成熟といわざるを得ず、彫琢が必要な状況にある。

著者は、先行する現状告発・提案型研究の意義を最大限に認識しつつも、非婚シングルマザーの主体化を論じ得る概念的枠組みと調査方法論の欠如を指摘し、本論文において、仮説的ではあるが、それらの提示と適用を試みている。

本論文の第一の意義は、まさにこの点に求められる。すなわち、著者は、gendered subjectivity, subjective careerを基本概念として導入することにより、非婚シングルマザーの女性たちが、どのようなマクロ・ミクロの重奏するディスコースに身を置いて、自らをgendered subjectivityとして主体化していったのかを、主にWallbank, J.A.およびHartley, S.F.に依拠しつつ構築主義的に把握しようとする。本論文は、支配的ディスコースへの彼女たちの埋没と離脱の回路を明らかにする試みなのである。

著者は、関西圏の非婚シングルマザー17名への詳細な調査（スノーボール式対象選択による半構造化インタビュー調査）を行い、主に彼女たちの保有するサポート・ネットワーク資源の分析を軸に、3つの類型 フェミニスト・グループ、実家グループ、福祉グループを析出する。さらにこの3グループについて、Hartley, S.F.の「出来事の連鎖スキーム」を援用してそれぞれのグループに属する非婚シングルマザーた

ちのsubjective careerを詳細に分析した。その結果、「フェミニスト・グループ」は「選択 by choice」によって、「家族グループ」は「まちがって by default」,「福祉グループ」は「たまたま,しかたなく by accident」,非婚シングルマザーとしての現在に立ち至ったことを明らかにし,その中の「フェミニスト・グループ」に支配的ディスコースからの離脱の可能性を託している。同時に,著者は,女性の経験の重要な側面としてのとしてのマザリングについては,いずれのグループも共通して「子どものため」と「本質主義的母性」といった規範的ディスコースに支配されていると指摘している。

著者の結論は,日本における非婚シングルマザーのジェンダー化された主体的キャリアは,日本女性のふたつの異なった人生の複合,すなわち,「シングル女性」という非規範的なジェンダー化された主体的キャリアと,「母親」という規範的なジェンダー化された主体的キャリアの複合として理解できるというものである。著者は,ジェンダー化された主体的キャリアを構成するディスコースを受け入れるか拒否するかの程度は,個人次第であり,それは,家族ディスコースの内部で再構築されていくのだとしている。

## (2) 本論文の構成

### Introduction

#### Chapter1: Literature Review and Theoretical Development

##### Terminology

##### Section I : Literature Review

###### Research on Single Parents in Japan

###### Western Research on Single Parents

##### Section II : Conceptual Framework

###### Subjectivity and Discourse

###### The Problem of Motherhood

###### Levels of Social Activity

###### The Career Model

###### Towards an Interpretation of Gendered Subjective Career

#### Chapter2: Discourses of the Two Parents Family

##### The Ie System

##### Divorce

##### Exnuptial Birth

##### The Family Registration System

##### The Invention of Motherhood and the Birth of the Full-time Housewife

##### The Consequences for Women's Employment

##### Day - care

##### Implications of Single Mother Family

#### Chapter 3: Interview Survey of Unmarried Single Mothers

##### Section I : Survey Methodology

###### General Approach of the Interview Survey

###### Contacting Unmarried Single Mothers

## Interviews

## The Interviewees' Motives for Participation in the Study

## Section II : Biographical Sketches of the Interviewees

## Chapter 4: Typologies of the Interviewees based on Support Networks

## Section I : Data Obtained from Interviews

## Basic Profiles

## Academic Background

## Interviewees' Children

## Housing Conditions

## Income

## Social Welfare Payments

## Employment

## Children's Fathers

## Section II : Developing Typologies

1. Support from a Network Feminist Friends
2. Support from The Interviewees' Natal Family
3. Support from The Social Welfare Services

## Section III : Summary

## Chapter 5: Consisting Subjectivity ~ Becoming an Unmarried Single Mother

## Section I : Staying Single

## Factors Relating to Non-uptake Marriage

1. Deception
2. Rejection of the Legal Marriage System
3. The Perceived Low Utility of Marriage

## Hopes for Future Relationship, Attitude towards Marriage

## Section II : Pregnancy

1. Explicit Choice of Pregnancy
2. Pregnancy by Default and the Role of Contraception
3. Abortion
4. Interviewees' Reasons for Wanting Children

## Section III : Mothering as an Unmarried Single Mother

1. Interviewees' Attitude to Mothering
2. Mothering in a Climate of Discrimination
3. Discourse
4. Reactions of the Interviewees' Family
5. Relationship with the Child's Father

## Section IV : Summary

## Conclusion: The Gendered Subjective Career of Unmarried Single Mothers in Japan

## References

## (3) 各章の要旨

序章：序章では、日本におけるシングルマザーとその家族の現状について、ケア・サポートや福祉インフラの低水準、などを統計/事例によって押さえながら、著者は、日本における「ひとり親家族」、とりわけ女性を世帯主とする家族の生活困難を指摘する。「ひとり親家族」は特に現代に固有のものではないのだが、近代において「二人親家族」ディスコースの形成とともに「ひとり親家族」に対するスティグマが強まり、その出現を抑制してきた。近代において「二人親家族」がジェンダー化された分業を維持する規範的社会理念とされ、これらの規範に添わない家族が社会的経済的に差別されてきたことは、日英両国に共通する。「二人親家族」ディスコースから逸脱し「ひとり親家族」となる経路は多様であるが、その中で、「非婚シングルマザー」による「ひとり親家族」は、逸脱の最たるものとしてスティグマを負わされてきた。著者はその経緯を簡潔に押さえ、日本においては、非婚シングルマザーによる「ひとり親家族」に対する差別的規範が英語圏諸国に比べて、例外的といえるほど強く、そのために労働市場において極めて不利な立場にたたされていると考える。その結果非婚シングルマザーの比率が極めて少ないのだが、とはいえ、なお、非婚シングルマザーは徐々に増加傾向にもあるのである。では、非婚シングルマザーは、こうした規範やジェンダー化された家族ディスコースのなかで、なぜ「ひとり親家族」を形成するという選択をしたのか、どのような選択過程を辿って、非婚シングルマザーとして主体化されたのであろうか。著者は、この問いをもって課題提起としている。

第1章では、日本と英語圏諸国での「ひとり親家族」に関する先行研究のレビューが行われている。先行研究の多くは、英語圏諸国においても人口学的変化とひとり親たちの生活困難に関するものであり、日本では、シングルマザーに関する研究は、その数の少なさもあって、マイナーな研究領域となっており、著者によれば、非婚シングルマザーに注目して、焦点を当てた研究はほとんどない。90年代に入り、シングルマザー研究はフェミニストあるいはジェンダー視点を持つことが一般的となったが、それは大きな矛盾を抱えるものであった。フェミニストの言う、ジェンダーにとらわれず合理的で自己決定し、自立した主体(subject)とは、男性主体と同義となり、マザリングのような女性の経験のある側面を否定することとなる。一方、マザリングという経験重視は、本質的母性論へ回帰するものとなる。では非婚シングルマザーの主体とはなにか。それはどのように構築されるのか。

著者はここで、Wallbankに準拠すべき理論を発見している。Wallbankは、主体性subjectivityとディスコースへのフォーコージャン・アプローチを用いて、現代イギリスでのローンマザーのsubjectivityを構築している権力の統制装置と技術を考察し、ローンマザーを、ディスコースの中にある主体として位置づけることで、彼女たちの経験を形づくる社会的状況の分析を可能にしたという。著者は、さらに、非婚シングルマザーというカテゴリーへ至る道のりを明らかにするべく「非婚シングルマザーの主体的キャリア」という概念を提示する。キャリア概念はGoffman, E.に負っている。著者は、非婚シングルマザーの主体的キャリアを、Hartleyのシングルから婚外子出産にいたる一連の段階として分析する「連鎖スキーム」として調査・分析を行うことが出来ると主張する。著者はここで、従来の非婚シングルマザー研究に欠落していると感じていたマイクロレベルでのディスコース分析の概念枠組みと、調査方法を手にしたのである。

著者は、色川もまた、フォーコージャン・アプローチの到達点を踏まえたマイクロアナリシスと母性神話の検証の結合を主張しているとしているが、著者はこうした内外での動向を本論文で受け止めていることが

明らかである。

第2章では、日本におけるマクロレベルでのディスコースとして、「二人親家族」ディスコースと母性に関する本質主義的見解の発展が論じられる。著者は、日本では「異性愛による二人親が法的に結婚して形成する家族」「二人親家族」がノーマルであり望ましいとする家族ディスコースが構築されてきたとし、その際のイエ制度、戸籍登録制度の役割を重視する。著者は制度的内容の歴史の変遷を踏まえながら、戸籍登録制度が、「イエ」制度にかかわる観念を存続させ、現在においても家族のマクロ・ディスコースの維持に大きな役割を果たし、法律婚の外部で生まれた子どもとひとり親家族に対するスティグマを生み出し、「二人親家族」のディスコースを再生産し、「ひとり親」の出現を妨げる役割を担っているとする。これらの制度と並んで重要なのは、マザリングを介して作動する「本質的母性」というマクロ・ディスコースである。著者は、本質主義者の観点からみれば、マザリングに対する対概念は「権威主義的父親」であり、それは、合理的で、家族の公的側面を代表し、社会に連結して不平等と男性支配を導く。「本質的母性」というディスコースは、ジェンダーによって分離された役割を内包する家族類型を予定する。家族内の役割は二人の親に分割され、「ひとり親家族」はそのディスコースの外部に位置取りさせられるのである。

第3章では、非婚シングルマザーに対するインタビュー調査の方法が詳細に述べられる。調査は1998年8月から1999年6月にかけて、約1年を費やし、通訳抜きで行われた。調査対象は、「雪だるま」式方法で選択された関西エリアの17ケース、調査方法は質問紙を用意しながらの半構造化インタビューである。調査対象の選択基準は、著者の非婚シングルマザーの定義である。調査対象者を探し、依頼を行う際には対象者の社会的性格から来る困難が伴った。インタビューは2度にわたって行われたが、第1回目は、主に質問紙を利用した職歴・収入・貯蓄・家計などの生活基盤、子どもの誕生に伴う変化への戦略的対応、調査者の受け取っている金銭的サポート、ケア面のサポートと、友人、実家の父・母、子どもの父親からのサポート、その他のサポートグループや関連する政治的行動派グループへの参加も話された。第2回目は、対象者の意見と経験についてであった。中絶や墮胎、子どもの父親との関係といったセンシティブなトピックについても話され、さらに、「よかったこと」「大事だったこと」「非婚シングルマザーになったことについて」「子どもへの将来の希望」といった、人生への意味付けにかかわる質問がなされている。調査の基本設計をWallmanの資源論に依拠しながら、自由回答部分を拡大していき、細部にわたるヒアリングが行われ、Hartleyの連鎖スキームを活用できるデータを得ることが出来たといえる。

第4章では、調査によって得られた収入・教育・住宅状況・福祉手当・雇用などのデータについて他の調査との比較を踏まえながら予備的解釈を提示している。調査データによれば、そこには非婚シングルマザーの平均像は見出されず、むしろ大きな差異が見出され、下位グループの設定が必要であった。著者は、彼女たちが受け取っているサポートのタイプに注目し、次の3つの下位グループを構成した。すなわち、フェミニスト・グループ、実家グループ、福祉グループである。それぞれの特徴は、以下のように要約される。

フェミニスト・グループ：フェミニストの友人ネットワークからサポートを得ている。高学歴、収入のいい仕事か、個人的に満足を得られる仕事に就き、子供の誕生は仕事への刺激となっている。平均26.7歳で子どもを産み、ひとりの子どもをもつ。

実家グループ：このグループは、出生家族からのサポートを得ている。高学歴で、子どもが生まれる前までは、厳しいが高賃金の仕事についていた。このグループの半数以上は30歳台で子どもを産んでいる。

福祉グループ：このグループは、福祉サービスのサポートを得ている。インタビュー当時、福祉施設に暮らし、他の2グループに比べ、学歴水準、熟練度は低く、不安定就労であり、賃金は低い。年齢は他の2グループより若い。

第5章は、第4章で見出された3つのグループについて、非婚シングルマザーへのsubjective careerを考察している。彼女たちは非婚シングルマザーになったことについて何の後悔もしない、とはっきりと述べるが、非婚シングルマザーとしてのsubjective careerは非常に多様なものである。著者は、この分析に、Hartleyの連鎖スキームを生かして、シングルでいる段階、妊娠段階、非婚シングルマザーとしてのマザリングの段階を設定し、それぞれの段階で、彼女たちが結婚、妊娠、出産、子どもを持つことと、マザリングに対してどのような選択を行っていったのかを個別事例に寄り添いながら詳細に分析している。著者は、これらの選択のプロセスは、先に分類した3グループによって異なることを明らかにしている。すなわち、フェミニスト・グループは「選択して by choice」、実家グループは「間違っ by default」、福祉グループは「たまたま仕方なく by accident」という異なる経路をたどって非婚シングルマザーというポジションの達しているのである。しかしこの3グループには非婚シングルマザーとしての重要な共通点もある。結婚に関しては、フェミニスト・グループを除けば望んでいなかったわけではなく、妊娠に関しては、避妊の失敗はどのグループにもあるが「子どもを欲しい」という点では共通している。マザリングについても、ジェンダー化された両親役割を打ち破りラディカルに非規範的ペアレンティングに挑戦したものはいなかった。この3つのグループのいずれもが「真正の母」「子どもを持つべきだ」「欲しかっただけ」と表現を変えつつも、「子どもをもつこと」「母性たること」を「選択」にあたって重視していることとあわせ考えれば、被調査者は、「本質主義的母性論」にもとづく支配的ディスコースから離脱しているわけではないと著者は指摘している。

結論で著者は、「選択」した結果としての非婚シングルマザーなのか？という当初の問に立ち返る。シングルマザーになるということにどれだけエージェント（主体/行為体）であり得ているのだろうか。そして、結局のところ、非婚シングルマザーのジェンダー化された主体的キャリアは、日本女性の二つの異なった人生の複合、すなわちシングルの女性の非規範的ジェンダー化された主体的キャリアと、母親としての女性の規範的ジェンダー化された主体的キャリアの複合として理解されると結論している。

### 【論文審査の結果の要旨】

公聴会および審査委員会の論議を踏まえ、以下に本論文の評価と課題を述べる。

本論文は、日英のシングルマザー研究の経緯を追い、従来、福祉政策の対象となる人々に関する調査研究が、福祉対象の抱える焦眉の生活問題とその解決策に焦点を合わせ、対象者自身がその生活を如何に意味付け、持てる資源を動員しつつ戦略的に生きてきたのか、未来に対しどのような展望を描いているのかについて、あまり関心を払ってこなかった点に着目し、それを解明する概念枠組みと調査方法論を提起した。この点が本論文のオリジナリティであり、試論段階とはいえ大きな挑戦であった。gendered subjectivity, subjective careerを中心とする著者の概念的枠組みは、上記の課題に照らして有効であったと判断する。

本論文は、調査論としても興味深い。著者は、Layder, D.による中範囲理論とグラウンディド・セオリーを接合する試みとして提起された調査方法論を、マクロ・ディスコースとミクロ・ディスコースとの相互作用を把握できるものとして評価し紹介している。実際に著者が調査分析にあたって活用したの

は、Hartleyによる「出来事の連鎖スキーム」である。それは、非婚シングルマザーに至るとき、この連鎖のひとつひとつをどう越えるのか、その際、いかなるディスコースが作動し、「選択」された subjective careerが積み上げられるのか、を分析するためのスキームである。本論文では、3グループの subjective careerの共通点と差異を分析する方法として有効であったといえる。

調査は、実際にはスティグマと排除を負い、多くは生活困難にあり、調査対象となる余裕を持たない女性たちを対象とし、しかもその経験を語る要素の濃い半構造化インタビュー調査であった。今回の調査は調査者自身が非婚シングルマザーであることから、調査者 被調査者の非対称な関係にもとづく境界線が薄れ、質の高い信頼関係を形成することに成功しており、極めて困難な調査でありながら信憑性の高いデータを入手することを可能にしたと考えられる。この点は調査における調査者 - 非調査者の相互作用の問題として興味深い。17件という数ながら、施設入居者を含めて、階層の異なる対象者を調査することに成功している点も評価できる。

サポート・ネットワークを軸として析出された非婚シングルマザーの3つの分類は、17件から見出されたものであるとしても、彼女たちのその他の保有・活用資源の差異との整合性を持ち、説得力あるものとなっている。今後の非婚シングルマザーをふくむ「女性世帯」の調査研究にとって、有効な分類となり得るであろう。

本論文は、総じて、非婚シングルマザーのみならず、規範あるいは支配的ディスコースから逸脱して生きる人々を対象とする調査研究に対し、整合性を持った概念的枠組みと調査分析とを、試論的にはあるが提供するものとなっており、この領域での調査研究に対して、一つの方向性を示したものとして評価できる。

本論文は上記の点で評価すべきものとなっているが、さらに検討を深めるべき課題として、公聴会 / 審査委員会では以下のような論点が出された。

非婚シングルマザーが、規範的結婚・家族ディスコースをゆるがし、オルタナティブなディスコースを立ち上げていく主体となりうるか、と言う著者の当初の問題意識に関して、調査の結果見出された3グループの中では、フェミニスト・グループがその主体となりうるとされた。が、そのグループに属する女性は数的に小さい。それとは別に、結婚制度あるいは結婚というディスコースを拒否するポジションとしては、「事実婚」がある。日本ではまだ「事実婚」への批判は根強い。したがって「事実婚」を「選択」する男女を対象として、今回のような調査を行うことは意味があるのではないかと、との指摘があった。著者は、その意味を認め、調査をすでに予定していること、また結婚し子どもを持たないケースについても、対象とする必要を述べた。

著者はサポートネットを重視しているが、実家とのサポート関係の意味を深める必要がありはしないか。母や父とどのような関係をもってきたか、ということが、シングルマザーの主体形成の過程について、どのような影響を及ぼしたのかがより綿密に検討されるべきである。また、グループでは、サポートする実家とサポートされる非婚シングルマザーとの間の相互作用を通して、実家 親側の意識に、結婚 / 家族にかかわるディスコースからの「ズレ」の許容といった「ゆらぎ」が生まれうる可能性が指摘された。調査においても具体的にそうした事例を観察できたことが回答された。

非婚シングルマザーの主体的選択に関わって、性・生殖・身体などの情報の問題を重視すべきではないか。調査結果は、避妊など女性の体についての情報に驚くほど乏しいことを示している。性と生殖に

かかわる情報の氾濫の反面、すべてのグループで自らの身体に関する関心の弱いことが窺われ、そのことが結婚制度の「パス」という選択せざる「選択」を引き起こしているとも見られる。

各グループの「戦略」(結婚・家族・育児をめぐる)の中心には「子ども」「母性」があり、それらを大切にす非婚シングルマザーとしての振舞いがあり、それによって制度的結婚ディスコースからの逸脱を正当化し免罪をはかるとい「戦略」があることが調査結果から読み取ることができる。マザリングという女性の経験を大切にすることと、「子ども」「母性」にかかわる支配的ディスコースからの距離という問題は、依然課題であり続ける。著者が「母性とマザリングはフェミニズムにとってやっかいである」と述べているように。この状況を考える時、「母子」関係、すなわち「母子」をセットとして「生活単位」とし、それをサポートする発想は根強く続くのではないか。インディヴィデュアリズムの弱い日本において、「個人単位」の制度政策は可能であろうか。

なお、著者は来日後に日本語を習得しているにもかかわらず、日本語読解・コミュニケーションの力量は優れたものである。とはいえ、日本におけるマクロレベルでの「二人親家族」ディスコースの生成と浸透の分析、微細な場面で作動する多様なディスコースを掘り取るために、より一層の日本語力量の研鑽を期待したい。

上記のような課題はありながらも、本論文は今後当該領域の研究の発展に貢献しうる内容を持つものである。本論文は、本学学位規程第18条第2項による学位授与に十分値するとの審査委員会の結論を得た。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

公聴会は7月3日に行われた。審査委員会は学位論文を精読し、さらに公聴会での質疑応答を踏まえ、著者が十分な高い専門知識と学識を有することを確認した。また、外国語文献の読解についても優れており、日本語能力については本論文のための調査によって実証されていることを確認した。よって審査委員会は本学学位規程第25条第1項および第2項に基づき、学力確認の試験を免除するものとする。

審査委員	(主査)中川 順子	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)池内 靖子	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)二宮 周平	立命館大学法学部	教授

氏 名 福 地 潮 人  
学 位 の 種 類 博士（社会学）  
学位授与年月日 2002年3月31日  
学位論文の題名 現代アソシエーションリズムとガバナンス

- P.Q.ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論に関する批判的考察 -

## 【論文内容の要旨】

### （1）本論文の要旨

本論文は、P. Q. ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論をとりあげ、これを批判的に継承しつつ、現代社会の社会的・経済的調整にとって市民社会の役割が大きくなっていることを強調し、新たなガバナンスのあり方を提示するものである。

ヨーロッパでは、80年代末の東欧革命が契機となって、「市民社会の再生」に関する議論が大きくクローズアップされるようになる。グローバル化による国家機能の変容、財政危機に現れたケインズ主義的福祉国家の衰退が、あらためて市民社会に、そしてそれを構成する中間団体としての市民諸組織のもつ経済・社会の調整能力、言い換えればガバナンス能力に注目を集めさせている。ひるがえって見ると、日本においても同様な事態がある。阪神大震災以降、わが国においてもボランティア・アソシエーションによる市民活動がめざましい展開をみせており、その社会的意義・重要性も広く認識されるようになっていく。

こうした一連の動向は、現代資本主義社会をめぐる「ガバメント」から「ガバナンス」への移行の動きに密接に関連している。すなわち、先進国では70年代末のフォーディズム型蓄積体制の行き詰まりを契機に、従来の国家による「統治」型の調整様式は機能不全に陥り、いわゆる「福祉国家の危機」という状態を生み出した。このような「統治」にかわって登場したのが、多面的なアクターによる社会・経済的調整のあり方を示す「ガバナンス」である。「ガバナンス」とは数年前までは耳慣れない言葉であったが、すでに欧米では市民社会論の復興とともに、政府と市場による社会・経済的調整が強調された、これまでの調整枠組みに変わって新たなオルタナティブとして提起され議論が進んでいる概念である。日本においても故小淵総理の私的諮問会議「21世紀日本の構想懇談会」の示した提言で「協治」と訳されて登場し、以降急速に広まっていく。しかし、こうした議論は、まだ端緒についたばかりである。ガバナンスの概念についても多様に使われており、市民社会や市民諸組織に対する評価もわかれていく。この意味では、それらの理論化がいま急がれている。

本論文は、こうした現在の理論的状況のなかで、まだ十分に日本で紹介されていないハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論に注目し、かれの理論を読み解きながら、ガバナンス概念によってアソシエーションの現代における意義、役割を確定するものである。ちなみに、ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論とは、自発的で自己統治的なアソシエーションを、この「ガバナンス」の主要なアクターとして積極的に位置づけようというものである。いまや機能不全に陥っている国家によるガバナンスを一元的に市場によるガバナンス・調整に委ねるといった現在世界的にも主流となりつつある新自由主義的な道ではなく、むしろこれらボランティア・アソシエーションにも一部補完させ、担わせることで、社会的・経済的諸問題のスムーズな解決をはかるとともに、そのことがまた新たなデモクラシーのあり方であると主張するのがアソシエーティブ・デモクラシー論の基本的な特徴である。本論文は、このようなハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論を理解した上で、こうしたハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論が現代資本主義社会におけるガバナンスをめぐる動向を見事に照射したのとなっており、注

目に値するものであると確認する。

本論文は、こうしたハーストの議論を丁寧に読み解きながら、現代におけるその意味と意義を説いていく。そのなかで、ハーストの議論にはアソシエーションの持つ社会運動的な側面を捉える視点が弱いことを、他方で、指摘しつつ、この点で、これまで新たな社会運動論を展開してきた社会学的な観点から再構成することが目指される。そして、では、なぜハーストは上のような弱点を持つにいたったのか。この点を、ギルド社会主義者のコール理解に求め、追究することも、本論文の重要な課題となっている。

## (2) 本論文の構成

### 序章

第1節 背景と問題の所在

第2節 本稿の視点

第3節 目的と方法

第4節 本稿の構成および内容

### 1章 現代アソシエーションナリズムの理論枠組

第1節 「市民社会の再生」とガバナンス

第2節 ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論

第3節 コーエン・ロジャースのアソシエーティブ・デモクラシー論

第4節 小括

### 2章 現代アソシエーションナリズムが描くガバナンス・モデル

第1節 経済ガバナンス・モデル

第2節 社会福祉ガバナンス・モデル

第3節 ハースト・モデルの可能性

第4節 小括

### 3章 現代アソシエーションナリズムの到達点と課題

第1節 イギリス政治的多元主義とギルド社会主義

第2節 G. D. H. コールのギルド社会主義論

第3節 ハーストのコール解釈

第4節 ハーストの描くアソシエーション観の問題点

### 4章 総括と今後の課題

第1節 総括

第2節 2つの補完的原理 - アソシエーティブ・デモクラシー論の発展に向けて -

第3節 今後の課題

## (3) 各章の要旨

序章では、本論文のテーマの背景と問題の所在が説明された後、市民社会と国家の2点についての著者の基本的な視点が簡単に説明される。90年代以降、「市民社会の再生」や「統治・ガバメントからガバナンスへの移行」などが議論された史的背景の下で、ボランティア・アソシエーションの重要性がかつてないほどの注目を集めている。そのようななか、わが国でも近年、非営利組織研究や「社会(的)経済」論

の分野でこれらの問題が盛んに論じられ、その知的蓄積もきわめて豊富になってきている。しかしながら、グローバル化に伴って生じた現今の自然環境破壊や貧困などの問題の多くは、もはや非営利セクターの確立といった「当座の処方箋」をもって対処できるものではない。著者はそう主張する。グローバル化の中で疲弊し、機能不全に陥っている資本主義市場経済や代議制デモクラシー、国家官僚制などのリベラル・デモクラシーを構成する諸制度を、ガバナンスを再編していくことを通して再び強化していくことなしには根本的な解決は望めない。著者は、ボランティア・アソシエーションの役割や社会的意義も、そういった現代ガバナンスの再編や、リベラル・デモクラシーの再建・強化というより大きな文脈で論じる必要があると考えている。しかしながら、著者のいうように、そのような議論はそれほど多くない。このように問題状況が説明された後、著者は、本論文の最終的な目的を、ボランティア・アソシエーションを現代デモクラシー論の広い文脈に位置づけていくことを通じて、ガバナンスにおけるボランティア・アソシエーションの役割や国家の役割、言い換えれば、国家 市民社会関係の新しいあり方など、アソシエーティブ・ガバナンスの原理的な視座を獲得していくこと、に設定する。そして、そのような目的を達成する上で、著者はイギリスの政治学者P. Q. ハーストの議論に主に依拠しながら議論を展開しようと試みるのである。著者によれば、アソシエーティブ・デモクラシー論とは、市民社会を構成するアソシエーションを経済・社会改革の実践主体としてより積極的に位置づけようとする議論である。加えて、この議論では市民社会が中心的なガバナンス・アクターとして位置づけられているだけでなく、国家が常に議論の射程内におかれている点でも特徴的である、という。著者によれば、ハーストの議論の特徴は社会福祉や経済の問題などに幅広く言及しながらも、それぞれの領域における彼独自のオルタナティブ・ガバナンス・モデルを細部にいたるまでかなり具体的に提示しており、さらにボランティア・アソシエーションについても、近年よくみられるような表面的な議論とは違って、イギリス政治的多元主義思想の綿密な検討を基盤にしたデモクラシー思想の文脈に位置づけた上でより深い考察を積み重ねている点にある、という。著者の関心は、ボランティア・アソシエーションをデモクラシー論の広い文脈から捉え返していくことにある。この点で、ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論は著者の関心と大きく視点を共有するものである。このことを確認した上で、本論文ではアソシエーティブ・デモクラシー論を通してハーストが語った市民社会観、国家観はいかなるものなのか、さらに彼の提示するオルタナティブ・ガバナンス・モデルの意義は何なのか、また同時に、彼のもつ問題点は何なのかを指摘するなかで、著者独自のアソシエーティブ・デモクラシーのモデルを提起することが課題として設定される。

第1章では、近年の市民社会論で唱えられている市民社会概念とガバナンスをめぐる問題状況が簡単に整理された後、この市民社会とガバナンスの双方をデモクラティックに接合するものとしてハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論が位置づけられ、その理論枠組について検討されている。その際、著者はハースト・モデルの輪郭をより明確にするために、ハースト・モデルをもう1つのアソシエーティブ・デモクラシー論を展開するコーエン・ロジャースの議論と比較する。特に双方の市民社会観の相違は明白なものとされ、この点が第1章におけるもっとも重要な論点となっている。さて、ハーストの議論の特徴は、古典的アソシエーションリズムに多くを依拠していることである。しかし、彼はこれら古典的議論が総じて代議制デモクラシーや国家官僚制、資本主義市場経済など既存のリベラル・デモクラシーを構成する諸制度を全く別のものにとってかえようとした点をユートピア主義的な難点とし、これを克服しようとした。その結果、ハーストは自らのアソシエーティブ・デモクラシー論を、旧来のリベラル・デモクラシーを構成する諸制度を「補完」するものとして位置づけた。このように位置づけた上で、ハーストは、市

民社会におけるアソシエーションを近代社会にとってもっとも重要な原理である個人の自由と関連させ、「個人の選択の自由」という理念をとくに強調していることを確認する。ハーストがここで強調する自由を、著者は、しばしば新自由主義者たちが強調する個人主義にのみ裏付けられた利己主義と裏腹の「自由」とは大きく異なっていると述べ、この点で大きく評価している。しかし、他方で著者は、このように正当にも参加的「自由」が強調される一方で、ハーストが市民社会内に存在する不平等や権力関係の問題を軽視する傾向があると、モーガン (Morgan, D. E.) のハースト批判論文に共感しつつ批判する。ハーストが、諸個人の選択の自由を強調しつつも、諸個人の選択能力に影響を与える社会的地位の相違や格差の存在に対し十分に配慮していないとみえるからである。著者によれば、モーガンが指摘するように地理的な条件や、職業、エスニシティ、ジェンダー、階級などの相違という点で、市民間にはアソシエーションを選択し、そこに参加していく能力の格差が存在している。その意味で、この点に対する配慮を欠いたハーストの議論は、市民社会内の不平等や権力関係に対する視点が非常に弱いものとなっているとし、著者はこの点がハースト・モデルの第1の問題点だと指摘する。他方、こうした点を議論した政治学者として、著者はアメリカの政治学者J. コーエンとJ. ロジャースをとりあげながら、ハーストの議論を補足していく。かれらは、ハーストが軽視する市民社会内部の不平等や権力関係を「派閥の弊害」という概念でとらえ、それを議論の中心にすえ、独自のアソシエティブ・デモクラシー論を展開していた。ここでいう「派閥の弊害」とは「物質的、人的資源に恵まれた特定のアソシエーションが多くの特権的な権力を与えられている一方で、活動資源に恵まれず、不十分な形でしか代表されていないマイノリティのアソシエーションも存在する」ような状態である。著者によると、コーエンらの議論は、国家の策定する公共政策を通して個々のアソシエーションの「質」を改善し、「構成員によって、構成員のために統治された、平等な人々からなる社会」という「民主的ガバナンス」の規範に則した社会へと変えていくことで、「派閥の弊害」を抑制していこうというものである。このようなコーエンらの議論に対して著者は、ハーストが軽視していた市民社会内の不平等や、権力関係の問題を直視し、むしろ中心的課題に位置づけながら、その解決を積極的に図ろうとしている点で大きな意義を認め、ハーストのいう「アソシエーションによる改革」を進めていく上では、コーエンらのような「アソシエーションの改革」も必要であると主張している。しかし、著者はこのようにコーエンらの議論が重要な視座を有することを認めつつも、一方で問題点をはらんでいることも同時に指摘する。著者によると、それはコーエンらが「派閥の弊害」の抑制に関して、国家を主導的な改革アクターとしている点にある。この点は市民社会を構成するボランタリー・アソシエーションを中心にした新たなガバナンス・モデルを構築しようとする著者の目には看過し得ぬ問題点と映るからである。このような検討を経て、著者は市民社会内部の不平等、権力関係の抑制も多元的なアクターから構成されたガバナンスにおける協同調整の過程にゆだねられるべきであると本章を結論付ける。しかし、もちろん、このような結論からは、ガバナンスを担う諸ネットワークがどの程度の調整能力を持つのか、という新たな課題が出てくることになる。

第2章では、ハーストが提示する具体的な経済ガバナンスおよび社会福祉ガバナンスのモデルの検討を通じてハーストのガバナンス観と国家観が検証され、ガバナンスによる市民社会内の不平等、権力関係の抑制の可能性についてが論じられている。著者は、ガバナンスに関するハーストの考え方の特徴が、市民社会内に存在する不定形で流動的な諸ネットワークを公的に秩序付けることを通じて、これに信頼に値するような調整能力を与えようとするところにあると、考えている。そして、これをハーストが「市民社会の公共化」と呼び、この概念こそかれのガバナンス論の要諦だと主張する。その上で、著者はハーストに

よる経済ガバナンス論を読み解いていく。そこでは、ハーストが経済ガバナンス・モデルで示している「産業公共圏」概念に注目している。しかし、ハーストのいう「産業公共圏」概念には弱点もあると著者は言う。なぜなら、この概念は、領域的には産業分野に限定され、その目的も経済的効率性の向上や競争の促進に重点が置かれているからである。著者によれば、とくに目的の面に関しては、そのような効率性や競争といった原理だけでは不十分であり、平等や公正といった原理も重視されるべきだという。というのも、著者の考えでは、ガバナンスを担う市民社会内のアクター間に極端な不平等や権力関係が存在している場合は、健全な競争関係は生まれず、そもそもそのような不平等で不公正なガバナンス空間は調整過程としての信頼度を保つことができず、十分な調整能力も保持し得ない、からである。とはいえ、この「産業公共圏」概念の根底にある「市民社会の公共化」というハーストの発想自体からは、ガバナンス空間を通じた市民社会内の不平等や権力関係の抑制につながる可能性を十分に読み取ることができるとも、著者は指摘する。このようなハーストのガバナンス観と同時に、第2章ではハーストの国家観についても重要な論点となっている。著者によると、ハーストが議論する国家は、上述のような諸ネットワークの公的な秩序付けを行う国家であり、そうした国家は、その役割を「統治」から、ガバナンスをガバナンスする機能、言い換えればメタ・ガバナンスという、より上位の機能をもった国家に大きく変容した国家であると捉えられている。ただし、ハーストは国家が機能を衰退化させた弱い国家と位置づけてはいない。調整の範囲や対象は限定化され、縮小化されているとはいえ、依然として強力な機能を持った国家として想定されており、この点にまた国家衰退論が言われる現代において、ハースト国家論が、現代国家のガバナンスにおける現実に有する役割上の意義、重要性を正面から受け止めたものとして大きく評価する。しかし、同時に、著者はハーストの唱えるような国家の調整対象の限定化と調整範囲の縮小化は特定の政策領域では国家の統治能力を強化する可能性があることも指摘する。著者によれば、ハーストのいうような「小さな国家」であっても、特定の領域に諸資源を集中的かつ強権的に動員することは可能であり、そのような状況では、自己統治的であるはずの個々のガバナンス空間が、一元的な国家戦略に併呑されてしまう恐れも十分にあると捉えているからである。では、そのような強力なメタ・ガバナンス能力を与えられた国家を、市民社会の側からどのように制御していくのか。著者によれば、ハーストはこの点について十分な議論を行っていない。この点を、著者はハースト・モデルの第2の問題点として指摘し、その上でボランティア・アソシエーションこそ、上述のような国家統治行為の制御機能を積極的に担うべきであると主張し、本章を結論づけている。もちろん、このような主張はボランティア・アソシエーションの役割をどのように位置づけていくかという問題とも直接的に関係しており、その意味でハーストのボランティア・アソシエーション観のより詳細な検討が必要になってくる。

第3章では、したがって、アソシエーティブ・デモクラシー論をアソシエーションナリズムの思想的伝統の文脈に位置づけなおす作業を通じて、ハーストが描くボランティア・アソシエーション観が検討される。著者によると、ハーストの議論は、19世紀末から20世紀初頭にかけて隆盛を極めたアソシエーションナリズムの思潮的伝統を現代に蘇らせることを主要なねらいの1つとしている。アソシエーションナリズムとはハーストによると、経済的分権化の主張と集権的な国家に対する批判を特徴とし、自己統治的で自発的なアソシエーションで構成される社会の建設を強く唱えた思想であり、著者によれば、これらの思想家のなかでもハーストは、イギリス多元主義の思想家達を重視し、特に、コールのギルド社会主義論にみられるボランティア・アソシエーション観に思想的影響を大きく受けている、という。こういった点でコールの議論の検討は、ハーストのボランティア・アソシエーション観を読み解く上で欠かせないものと著者は考

えている。まず著者は、コールのギルド社会主義論を(1)アソシエーション中心の社会を構想している点、(2)「機能的民主主義」を主張している点、(3)国家の主権を否定し、これに替わる「コムニオン」を提案した点、の3つの特徴からそれぞれ論じ、その結果、社会運動型のアソシエーションよりもサービス供給型のアソシエーションを重視している点、市民を消費者として捉えている点、国家を他のアソシエーションと同等のアソシエーションとみなし、その主権と調整機能を否定している点、を明らかにしている。このようなコールの議論は、国家のガバナンス機能を無視している点で、ハーストによってコートピア論だと批判され、逆にその点で著者はハーストを高く評価しているのだが、しかし、アソシエーション観という点では問題があるという。というのは、ハーストは、社会運動型よりもサービス供給型のアソシエーションを重視するコールを継承しているからである。たとえば、ハーストの示す社会福祉ガバナンス・モデルでは、ボランティア・アソシエーションは福祉サービスの供給体として一面的に捉えられている。また、市民とアソシエーションとの間の関係も、ニーズで結び付けられた「消費者 供給者」間関係と捉えられている。しかし、著者は、アソシエーティブ・デモクラシーは、こうしたアソシエーションの捉え方によっては、より深いデモクラシー論にならないと考えている。というのは、市民の目から国家を監視し、市民が国家を制御するといった社会運動としてのアソシエーションの側面が軽視されているからである。そして、この点にハーストの議論の問題点を見ている。もちろん、コールの社会運動型のアソシエーションを軽視する姿勢は、あくまでも労組の自主管理路線の確立が念頭に置いた上での姿勢である。こういった1920年代初頭の彼の労働運動家としての立場を考慮すれば、そういった姿勢はコールなりの正当な理由があつてのことであり、この点は著者も認めている。しかし、現在ではジェンダーや環境、エスニシティ、障害者の人権などを扱う労組以外の社会運動型のアソシエーションも数多く形成され、活発に活動している。このような現状を考えるとコールの社会運動型アソシエーションの軽視の姿勢は、今日では大きな歴史の限界を持ち合わせている。著者はそう主張する。コールのアソシエーション観を継承したハーストは、同時にこのようなコールの議論がはらむ歴史的限界をも継承している。著者はこの点から、ハーストの議論では、アソシエーションのサービス供給体としての側面が一面的に重視されており、ボランティア・アソシエーションを通じて国家を市民社会化していこうという視点が非常に弱い、と指摘し、本章を結論づけている。

第4章では、著者は、本論文における議論を総括した上で、ハースト・モデルを補完する2つの原理を示し、さらに本論文に残された課題を示している。まず総括の部分では、著者はこれまでの議論を振り返りながら、ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論がボランティア・アソシエーションを既存の狭いボランティア・セクター論を超えて、より広いデモクラシー論に位置づけなおしながら、国家 ボランティア・アソシエーション間、国家 企業間、諸企業間などのあらゆる関係において、関係性のアソシエーショナルな転換を全面的に企てようとしている点で、「本質的なラディカルさを持つもの」と評価する。一方で著者は、ハーストの議論には、市民社会内部の権力関係、不平等、格差の問題を捉える視点の弱さ、国家のメタ・ガバナンス機能に対する制御策の欠如、アソシエーションのサービス供給体としての側面の一面的な重視、という3点で問題があることを再度確認している。次いで、著者は、この3つの問題点を超克し、アソシエーティブ・デモクラシー論の現代アソシエーションナリズム思想としてのさらなる発展を試みるために、(1)国家を市民社会が制御するという「国家の市民社会化」と(2)市民社会内部の平等性などの確立をめざす「市民社会の再市民社会化」という2つの補完的原理を提示している。そして、著者は、社会運動体としての側面をもつボランティア・アソシエーションを、これらの2つの補完的原理を具体化していく役割を中心的に担うものと位置づけるのである。その上で、最後に今後の課題として、著者は、アソシエーティブ・デ

モクラシー論を現実のガバナンスにどのように適用していくのかという問題と、現行の経済のグローバリゼーションがもたらしている様々な弊害に対し、アソシエティブ・デモクラシー論をどのように対応させていくのかという問題を挙げ、その問題解決の方向性を示しながら本論文を終えている。

### 【論文審査の結果の要旨】

本論文は、アソシエーションのデモクラシーにおける現代的な意義についてガバナンスの立場から提起しているハーストを研究の対象としている。ハーストは、わが国ではまだ十分に知られていないが、ヨーロッパでは注目される社会学者である。現在、グローバル化の中で進む、新自由主義的な戦略プロジェクトが大きな潮流を作っている中で、あらためてそれに代わる新しいプロジェクトが摸索されている。その際、市民社会、ガバナンス、デモクラシー、公共性といった概念が再審に付されながら、あらためて新しいパラダイムのキータームとして、今日に甦りつつある。そして、これらの概念は、現実の新しい社会運動によってリアリティあるものとして受け止められつつもある。ただ、あらたなパラダイムを作り上げていく際に重要となるこうした概念を、実は、統一的に論じる研究者はそれほど多くない。ハーストは、その数少ない一人である。したがって、著者が、ハーストを発見し、そこに深く内在し、それを論述したこと自体が実は、今日大きな意味を持つことをまず確認しておきたい。本論文は、こうしたハーストの仕事の全容を見事に捉え、紹介している点で、極めて有意義である。

本論文は、しかし、たんにハーストの仕事を読み解いているだけではない。ハースト自身の理論的意義を確認しつつも、問題点も見出している。著者は、ハーストが社会形成の主体として捉えるアソシエーションが、サービス供給型アソシエーションに偏って理解され、社会運動としてのアソシエーション観が希薄だという。したがって、ハースト自身が、アソシエティブ・デモクラシー論のなかで、デモクラシーのあり方として最も重視した「市民社会の公共化と国家の多元化」が、これでは担保されないという。また、こうした理解では、供給をめぐってアソシエーション内で、またアソシエーション間で、あるいは国家との関係で権力関係が発生し、デモクラシー自体が担保される保障はないという。ロジャー・コーエンの「派閥の弊害」論がこの点でハーストを補うものとして比較されることになる。また、この文脈で「市民社会の再市民社会化」も提起される。このように著者は、ハーストに沿いつつも、そこにまたこれまで議論されてこなかったハーストの問題点も見出し、この点で本論文は独創性をもっており、評価できる。

また、このことは、アソシエーションをガバナンスの主体とする著者独自のアソシエティブ社会を描くことにもなっており、近年の市民諸組織の運動が主張する市民社会論を理論的に支えるものとなっている。本論文は、この分野での理論化が遅れ、理論と現実の社会運動との分離状態にある現在の状況に裨益するところは大きいと考える。

本論文は、また、ハーストのもつ問題点が、ハーストによるコール理解にあることを、コールのギルド社会主義を論じることによって読み解いている。ハーストがギルド社会主義の批判的継承者であることは知られているが、コールそのものに辿りハーストのアソシエーションリズムが論じられることはほとんどない。ハーストの上記のような問題点を、そこに辿りながら見出した本論文は、この点でハーストを深く読みこむものとなっており、ハースト研究としては大変優れたものとなっている。

本論文は、以上のような点で大きく評価できるものものとなっているが、課題も残されている。公聴会の議論も含め、指摘しておく。

ハーストの議論をデモクラシー論としてみた場合、それは、現在、様々な形で議論されているデモクラシー論のなかでどのような位置を占めているのかについて意見がだされた。ハーストは市民によるアソシエーションの選択の自由や、コミュニケーションとしてのデモクラシーを論じることによって代議制を補完しデモクラシーを担保できると考えているが、著者はこの点では、懐疑的である。しかし、ハーストがいう「コミュニケーションとしてのデモクラシー」についてはもっと評価すべきではないのか。このことは、ハーストには、社会運動としてのアソシエーションという観点が希薄だという著者の理解にも関わることである。諸アソシエーションは、政府とのコミュニケーションをとおして政府固有のガバナンス機能を規制することもできるからである。こうした回路をハーストは準備していたことはもっと注目すべきではないのか。デモクラシー論の流れからいえば、ハーストは参加的民主主義の流れのなかに位置づけられることをもっと積極的に主張すれば、より深いデモクラシー論が展開できたと思われる。

現在、ガバナンス概念は多様に使われている。著者のガバナンス概念については理解しようが、それを現実において考察していく際、特に福祉領域での社会ガバナンスを対象とする際、この分野で議論されている「自治型福祉論」(右田等)との関連性、あるいは近年の契約型福祉システムにおける非営利組織(アソシエーション)のあり方をどう理解するのかなど、「契約の失敗」についてのサーベイも含めてその面での考察に課題が残されており、今後現実的な調査のなかで理論をさらに深め、補完していく必要がある。

さて、ハーストが議論した自発的アソシエーションの意義については、日本においても市民社会論や主体性論としても議論されてきたことである。特に、市民にとっての自由の確保という視点から、自発的アソシエーションの意義を議論した丸山眞男が知られている。彼が強調したのは、言説的公共空間の担い手としてのアソシエーション(それとの関連での知識人)の意義である。著者は、アソシエーションを2つの類型に分けているが、果たしてそれだけか?あるいは、社会運動としてのアソシエーション概念をさらに深めれば、これまでの日本のこうした議論と接合できるのか、一層の精緻化が今後、必要であろう。

著者は、今後の課題として規範論と現実、特に日本の現実との接点の解明を挙げている。しかし、このことはアソシエーションの社会運動としての側面を強調することにつながるのであるが、そうだとするならば、もっとそれを正面に据え、展開したほうが良かったといえる。本論文の今後の課題である。

審査委員会は、こうした課題が残されているとはいえ、本論文を、学位を授与するに十分に値すると認め、本学学位規定第18条第1項に基づき、学位を授与することが適当だと判断する。

### 【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、学位論文を精読し、さらに公聴会での質疑応答を踏まえ、本論文が学位を授与されるに十分な水準にあると判断すると共に、著者が、十分な専門知識と、豊かな学識を有すること、また、外国語文献の読解においても優れていることを確認した。したがって、本学学位規定第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。なお、審査委員会は、著者が本研究科在籍中に学則に基づく所定の単位を取得したことも確認した。

審査委員	(主査)篠田 武司	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)山本 隆	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)山口 定	立命館大学政策科学部	教授

氏 名 松 島 京  
学 位 の 種 類 博士（社会学）  
学位授与年月日 2002年3月31日  
学位論文の題名 親密圏としての家族とドメスティック・バイオレンス  
ケアの相互作用の考察を基礎として

### 【論文内容の要旨】

本論文は、著者が大学院在籍中に公表した三本の論文をもとにしている。それに加筆し、新たに書きおろした章をもって論旨を補強し、学位請求論文としてひとつにまとめあげたものである。

#### 1. 本論文の概要と特色

親しい関係にあるパートナーからふるわれる暴力であるドメスティック・バイオレンスは、日本においては1990年代に入ってから、社会問題として認知されるようになり、2001年には、暴力の被害者を保護し加害者を罰する新しい法律も制定された。その他、児童虐待防止法、ストーキング行為規制法など、それまでは第三者が介入することのない、当事者間での解決を求められるようなプライベートなことがらへの介入に関する法制度的な整備が急速にすすめられている。それほど、家族関係や親密な関係における社会病理現象が進行しているということである。著者は、こうした社会的現実内に在りて研究関心を育んできた。本論文では、家庭内暴力についての性急な問題構築や個人の病理としての心理学的病因論的把握の問題化言説が多い中、ケアという相互作用の視点から家庭内暴力の生成過程を基礎づけようとしたものである。ドメスティック・バイオレンスを親密な関係性における非対称な個人間の相互作用の帰結として捉えること、また、ケアの視点を導入することにより、その背景にあるジェンダー秩序の動態構造が発現したものである。家庭内暴力という特質を解明し、ドメスティック・バイオレンスを捉えるための新たな分析視角を提示することを課題としている。

著者は、ドメスティック・バイオレンスを他者との相互作用として捉えるにあたり、「ケア」に着目をした。ケアとは、ひとりひとりの生存と生活の質を保障するために不可欠な相互依存のことを指すが、具体的には看護や介護（介助）、育児、世話や気遣い、というように、極めて広範囲な意味をもつ社会的な生活行為である。ケアはあくまでも他者に対する行為であり、他者との関係性の中で発生する行為である。ケアの相互行為の内実は、「ケアをする／される」という関係性となる。そしてその特質から、「依存する／される」という関係性になりやすい。それが非対称な関係性ということである。この非対称性の過程に、他者との関係性における緊張や葛藤や依存というような、暴力へと転化する契機が内包されていると考えられる。ケアに着目することにより、家庭内暴力の生成の心理社会的な基礎過程が見出せると著者はいう。この点が本論文の最大の特色となっている。ケアに着目することにより、ドメスティック・バイオレンスを、ジェンダー秩序の具現としてのマクロ理論的位置づけだけでなく、ケアというミクロ理論的な位置づけで把握することが可能となる。こうした立論は、ケアは他者の生存のためだけでなく、自己の成長にもつながる行為であるとして、哲学、倫理学、看護学などの分野において注目を集めているが、社会学的なケア論の可能性を拓いており、この意味でも展開可能性に富んだ論文となっている。ケアが内包している暴力や虐待という関係性（＝両義性）に着目することにより、臨床的な援助の場面にも貢献可能な社会理論が展開されているともいえるだろう。

## 2. 本論文の構成

はじめに 本研究の課題と問題意識

### 第1章 日本におけるドメスティック・バイオレンス問題の経過

はじめに

#### 1. ドメスティック・バイオレンスの定義とこれまでの経緯

- (1) ドメスティック・バイオレンスの定義
- (2) 日本におけるドメスティック・バイオレンス研究
- (3) 問題のグローバル化と法整備への流れ

#### 2. ドメスティック・バイオレンス問題の現状と課題

- (1) ドメスティック・バイオレンスの現状
- (2) 社会学的視点の必要性

おわりに

### 第2章 ドメスティック・バイオレンスが問題として構築される過程

はじめに

#### 1. ファミリー・バイオレンスという概念と初期の社会学的アプローチ

- (1) 暴力への視点と家族内での葛藤
- (2) 初期の社会学理論
- (3) 家庭内暴力調査の実施とその効果

#### 2. バタードウーマン運動とジェンダー論的アプローチ

- (1) バタードウーマン運動の展開
- (2) 家庭内暴力調査に対する批判
- (3) パワーとコントロールとしての暴力 ジェンダーという視点

#### 3. バタードウーマン症候群と複雑性PTSD

- (1) バタードウーマン症候群 (Battered Woman Syndrome)
- (2) 複雑性PTSD

#### 4. ドメスティック・バイオレンスが問題として構築される背景

- (1) 問題が構築される時機と背景
- (2) 親密な関係性における問題として捉える視点

おわりに

### 第3章 親密な関係性がはらむ暴力性 愛情表現としてのケアの持つ意味

はじめに

#### 1. 親密な関係性とは何か

- (1) ロマンティック・ラブと親密な関係性
- (2) 純粋な関係性と親密な関係性
- (3) 公的領域と親密な関係性

#### 2. 愛することの意味づけ

- (1) 愛情と感情社会学
- (2) 愛情とセクシュアリティの関係性

- (3) 愛情としてのケア
- 3．親密な関係性がはらむ暴力性
  - (1) 一体化願望と他者の存在
  - (2) 役割の固定化と感情作業
  - (3) 親密な関係性における暴力性
- 4．関係性の問題としてのドメスティック・バイオレンス
  - (1) 家族における非対称性
  - (2) 共依存という関係性
  - (3) 私的領域における関係性の問題

おわりに

#### 第4章 家族におけるケアと暴力

はじめに

- 1．親密圏としての家族
  - (1) 親密圏とは
  - (2) 希求される親密圏
  - (3) 親密圏としての家族とケア 家庭内暴力への視点としてのケア
- 2．ケアと暴力
  - (1) ケアの持つ非対称性
  - (2) 私的領域に必要とされるケア
  - (3) ケアと暴力の関係性
- 3．ケアの倫理という議論の系譜
  - (1) ケアへのまなざし
  - (2) 正義の倫理とケアの倫理
  - (3) 家族におけるケアと正義という議論への発展
- 4．ケアを問いなおす
  - (1) 家族の中の不正義とケア
  - (2) 配慮と責任
  - (3) 相互行為としてのケア

おわりに

おわりに 本論文のまとめと今後の課題

- 1．再生産されるジェンダー
- 2．ケアとジェンダー
- 3．関係性の中における個人として
- 4．今後の課題

参考文献

### 3. 各章の要旨

#### 【第1章】

第1章では、本論文の対象規定がおこなわれている。とくに用語の不統一が見られる現状を指摘し、概念整理をおこなっている。ドメスティック・バイオレンスは家庭内暴力の意味であるが、配偶者間暴力に限定して使用されていることに日本社会の現実が映し出されていると著者は考えている。家族は、年齢や性別や世代の力の強さが異なるメンバーによって構成されている、非対称な関係性の集合体である。親子という世代、夫婦という性による非対称性こそが家族を特徴づける。その関係性の歪みは「境界侵犯（人権侵害＝暴力）」となって表れる。非対称な関係性ゆえに権利が侵害されるという事態もまた発生しやすい場所であるともいえる。家族は私的な侵入不可侵の自治空間として扱われてきたが故に、その中で発生する権利の侵害、つまり暴力や虐待が不可視とされてきた。人権概念の発達は、この家庭内での人権侵害としての暴力や虐待という問題を明るみに出したことを著者は跡付ける。

日本では、このドメスティック・バイオレンスに関する研究は1990年代に入ってから本格的に始まった。しかし、それら研究の原動力は、欧米における「バタードウーマン運動（ドメスティック・バイオレンスの被害当事者による運動）」による影響が大きいという。それは、研究に先駆けて実施された実態調査など問題構築過程にも色濃く反映されている。ラディカル・フェミニズムが理論化した性暴力という視点、ジェンダーによって構築される男女の支配／被支配という社会構造が問題の要因のすべてである、とする考え方である。ジェンダーや性暴力という概念の導入は、個人的な問題として扱われてきたドメスティック・バイオレンスを、社会的な問題として鮮明に描き出すことを可能にしたが、その代償として、加害と被害の関係を二項対立的に描写してしまうこととなったと分析する。社会構造への対抗は、運動体を発展させ継続させるために必要であった。しかし、それにより、批判されるべき構造としてのジェンダーをむしろ強化させることになってしまった。日本における問題の発展の経緯は、まさに問題告発型、政策形成型、運動先行型であり、理論的枠組みが構築される前に、問題それ自体に焦点があてられ、可視化されたため、ジェンダー概念それ自体が持つパラドックスからなお家庭内暴力論は逃れられていないという。

#### 【第2章】

日本でのドメスティック・バイオレンス問題を捉えるには、先駆的に問題に取り組んでいる欧米における先行研究を整理する必要がある。著者は、欧米でドメスティック・バイオレンスが問題として認知され、構築されていく経緯は4つの視点から捉えることができるとしている。

1つ目は、社会学的な視点である。アメリカ社会学においては、1970年代以降、暴力が研究の中心的課題となり、家庭内暴力もその一つとして取り上げられた。R. J. ゲレスとM. A. ストラウスにより、大規模な家庭内暴力の全国調査が実施された。それにより、ドメスティック・バイオレンスの実数（実態）が明るみに出され、社会学的な研究がより発展する。この当時の社会学者による研究は、家族内のメンバーの非対称性に着目しており、家族は常に緊張関係を内包している場であるということを指摘している。だが、家庭内の暴力の形態それぞれに対する詳細な研究はほとんどなされていなかった。

2つ目は、バタードウーマン運動とフェミニズムの視点である。ドメスティック・バイオレンスが単体の問題として取り上げられるには、ラディカル・フェミニズムによるジェンダーの視点の導入と家父長制への批判が重要であった。こうした理論をもとに、暴力の被害をうけた当事者とそれをサポートする人々による運動が、反性暴力運動と相俟って展開された。それにより、ドメスティック・バイオレンスは個人的な問題ではなく、社会的な問題として社会に広く認知されていくことになる。

3つ目は、関係性における相互作用という視点である。心理学者であるL. E. ウォーカーと精神医学者

であるJ. ハーマンの二人が、暴力の被害者がなぜ暴力的な関係を断ち切ることが出来ず、暴力をふるわれ続けるのかということ、個人の病理的な問題として帰結させず、関係性における相互作用の結果として起こりうる問題であるということ、この親密な関係性における相互作用のあり方が暴力を発生させる危険性をはらむものであるという指摘は、本論文の展開にとっても大変重要な意味を持つ整理である。

4つ目は、構築主義的にこの間の経緯が読み解けるということである。

このように各方面における研究がレビューされている。ドメスティック・バイオレンスの問題化の整理としての的確であり、丁寧に論点を析出している。

### 【第3章】

このレビューをもとにして、ドメスティック・バイオレンスを親密な関係性における相互作用の帰結として捉えること、そしてその中心にケアという相互行為があることが、本論文における中心的な課題として浮かびあがる。

第3章では、親密な関係性に関わる議論を展開している社会学者A. ギデンズの立論が検討されている。その著書『親密性の変容』の中で、近代のセクシュアリティは男性の性支配から自由になったとし、それゆえに親密な関係性において、対等かつ民主的な関係性を築けると述べている。親密な関係性は互いを思いやるという愛情によって形成されるものであり、それはギデンズのいう自由なセクシュアリティによっていっそう意味を持つものになると考えられている。

これに対して、ジェンダー論の一つの到達点でもあるJ. パトラーを引き合いにだして、著者は、生物学的な性差によってジェンダーが規定されているものではなく、むしろジェンダーが、生物学的な性差による男女という区分を、本質的で変更不可能なものであるかのように構築しているとはいえないだろうかとし、ギデンズの親密圏論を批判する。

さらに、感情も社会的文脈によって意味づけられ構築されるという感情社会学が検討されている。ここからは、愛情という感情も、それが自然発生的なものではなく社会的に構築されたものであるという指摘がされる。愛情を相互作用のなかで表出させる規則がジェンダー作用だと位置づけて把握されている。愛情やセクシュアリティは、それが本質的で変更不可能なものであり、個人のアイデンティティに関わるものであると想定されているからこそ、対等な関係性を築くために必要なものであるとされている。しかし、愛情もセクシュアリティも、いずれもがジェンダーによって規定され構築されているものであるとするならば、親密な関係性はもはや対等な関係性であるとは言い難いとされ、親密圏に豊かなコミュニケーション関係を安易には期待できないことが示唆される。

親密圏が暴力をはらむことを把握するためのケア論への注目がこうして根拠づけられていく。愛情を表現する行為は、多分に愛他的な行為である。その主要な行為がケアという行為である。ケアは他者の欲求にそって動く行為であり、他者との関係性における相互作用である。女性役割や女性性がジェンダー秩序をとおしてケアワークの中心的特性へと接合されていく。本章はケア論を家庭内暴力論の中心に見出す重要な箇所である。

### 【第4章】

親密な関係性における愛情を表現する行為としてケアを位置づけ、ケアという相互作用を詳細に捉えることにより、その相互作用は、依存、コントロール、他者をとおした自己実現などの暴力につながる要素を含んでしまうことが指摘される。ケアは、人が生存していく上で必要な他者との関係性における相互作用である。ケアは人の生に関わる行為であり、自己の成長を促すものとして、その必要性が説かれてきた。しかし、ケアを「する/される」という関係性は、つねに、容易に、「依存する/される」とい

う関係性に転化する。ケアは他者の欲求に自己の意志を沿わせるという感情に根ざした行為としての「他者指向性」を持つ。また、そうした行為であるということは、自己の意志や時間を犠牲にしなければならないという「自己犠牲的行為」であるという特徴も持つ。そしてなによりも、「感情労働」(エモーショナル・ワーク)という性質」をもつというケアの相互作用論な特質が導き出されている。

続いて、ケアが愛情表現の一形態でもあり、ジェンダー秩序により役割化しやすいものであるということ踏まえ、ケア論それ自体の検討がおこなわれる。著者がここで対象としたのは発達心理学者C. ギリガンである。ギリガンは男性と女性の道徳発達の違いを指摘した影響力のあるケア論を構築した。ギリガンは、女性の道徳発達は、他者との関係性を維持しようとする「ケアの倫理」を中心になされ、男性の道徳発達は、自立した人間として客観的な思考を維持しようとする「正義の倫理」を中心になされるという。このギリガンの問題提起の重要性は、なぜケアを語る際にジェンダーの視点を欠くことが出来ないかを提起していることであると著者はいう。さらにそこから発展したケアと正義の対立や統合という議論は、暴力や虐待という問題を家族の中の「不正義」として見るという視点を導入し、その上で家庭内の暴力への法的な介入のみが最善の解決方法とはならないことを提示可能にする。「ケアの問い直し」がそこで改めて必要になってくると結論づける。

こうして、ケアとジェンダーの視点から、家族という親密な関係において営まれている相互作用の過程を位置づけた。その結果、これまで家庭内暴力がどちらかといえば、臨床心理学などの研究対象となっていたものを社会学的な地平へと定着させる試み、つまりマクロとミクロによる統合的な把握を可能にした野心的な論点が析出されている。

### 【論文審査の結果の要旨】

審査委員会および公聴会は6月25日に開催された。

公聴会をふまえて開催された審査委員会において、本論文は、以下の三点について、特に評価しうる内容となっていると確認された。

第1は、本論文はドメスティック・バイオレンスという家庭内暴力を対象にしているが、一般に、ともすれば、問題構築(時には非科学的な場合もある)が先行しがちな新しい社会病理現象について、慎重かつ丁寧に、当該の問題が生成する諸過程について理論的な把握を試みようとした点である。家庭内暴力については、時事的な問題化言説、法政策的対応への終始、援助技術論的な対処療法への関心、社会運動的な告発型言説、個別の事例研究が比較的多い。こうしたなかで、ケアリングという視点から、家庭内暴力が生成する過程を統一的に把握しようとしている著者の手法や視点が評価された。

第2は、その具体化として、相互作用という社会学的な命題を家庭内暴力に用いることを提案している点である。このことで、個別的な事例や臨床実践に分散されていきがちな傾向を克服しようとし、ケアをめぐる相互作用として把握された視点にもとづき、個別的な事例のなかに何らかの普遍的な問題生成の機軸を見出そうとしている点がチャレンジングな学的態度であると評価された。これは、ドメスティック・バイオレンスをはじめとした家庭内暴力研究の多くが心理学や法学の関連諸分野に多く集中していることを鑑みれば、家族関係や社会的相互作用の視点からの分析方法を有する社会学的な研究対象であることの確認作業としても特徴づけることができる。

第3は、この点を深めるために、新しい視点や射程にのみ依拠するのではなく、従来の社会学的な成果をきちんと継承しようとして、資源理論、システム理論などの成果がレビューされていることである。それにくわえて、ジェンダー論、ギデンスの親密圏論、ギリガンらのケアの理論など、新しい動向を接合し

ようと試みていることは、著者の研究者としての方法態度の堅実さと確実さを示すものでもある。

本論文はライフワークともいうほどの多様で豊富な展開可能性を含んでいる。審査の過程で確認された上記の論点の他にも、PTSD概念が家庭内暴力に適用されてくる過程の分析、ケア役割に焦点を合わせた場合の相互作用における他者コントロールの問題、それをもたらす相互依存関係の分析、親密な関係性が生成する社会性や歴史性の分析、ケア論とジェンダー論の関連についてなどについても詳細に審査がおこなわれた。

こうした評価点は、同時に、今後さらに深めるべき論点を内包している。今後の展開可能性に照らしてなおいくつかの重要な課題をもっていることも確認された。特に以下の三点が重要である。

第1は、著者のいうケアの両義性についてである。ケアをめぐるジェンダー秩序、ケアする者とケアされる者との二項対立的な相互作用を印象づける両義性という把握にくわえて、多義的な相互作用についての理論的把握の課題が浮上した。ケアという社会的行為の特質について、ケアの複雑さを射程に入れる必要性である。たとえば、ケアする者とされる者の役割逆転や役割充足、ケアにともなうバーンアウトとしてのストレスと暴力・虐待との関連、ケアによる他者コントロールの具体的分析などの問題群である。これはともすると暴力の加害と被害が二項対立的に把握されがちな傾向をもつ家庭内暴力研究の、いわば加害と被害の連続性、相互性、再現性などに及ぶ論点である。そして、大きくは、ジェンダー論がはらむ二項対立的側面とケア論のもつ多義性のなかに暴力の再生産過程を措定するというスリリングな交差についての洞察を含むものであるはずである。こうした野心的な立論として深めることが可能な成果を築いてはいるが、なお思考は深化させられなければならないだろう。

第2は、本論文における、親密な関係性におけるケアは、その行為の個別性や直接性を表現することを想定しているが、ケア自体は、それにとどまらない位相をもつ。つまり、その社会性や共同性や公共性の位相の抽出と、個別性、直接性との関連について深められることが必要な点である。家庭内暴力が発生する前提としての一対一対応によるケアの場だけではなくて、公的なケアの保障や共同的なケアの創出などもあり、家庭内だけでの立論を相対化することである。この論点を充実させることにより、ケアの相互作用の立体化（＝罰だけではない社会的援助の創出根拠）が可能になる。

第3は、社会的現実を把握する理論のあり方について、リアルな問題現象を把握する個別性とその問題がもつ社会性とを統一的に把握する手法について、さらに洗練させる課題である。生活行為としてのリアルな社会的現実を把握する理論、臨床的な援助にも貢献しうるマクロな理論とは何かについての洞察がこうした問題群の社会学的な把握には期待される。

審査委員会としてこれらの諸点を評価し、今後の課題を確認した。その上で、審査委員会は本論文が本学学位規程第18条第1項による学位授与に十分値すると判断した。

### 【試験または学力確認の結果の要旨】

著者は社会学研究科博士課程後期課程に3年間在学し、学則に定める履修要件を充足している。その間の論文作成や学会発表等により、また何よりも本論文の内容によって、外国語を含む学力確認は十分行い得たと判断する。故に、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員 (主査)中村 正 立命館大学産業社会学部 教授  
(副査)高橋 正人 立命館大学産業社会学部 教授  
(副査)村本 邦子 立命館大学大学院応用人間科学研究科 教授

氏 名 Valls Campa Lluís  
学 位 の 種 類 博士（社会学）  
学位授与年月日 2002年3月31日  
学位論文の題名 ORGANIZATIONS AND ECONOMIC GOVERNANCE THEORY :  
"Forums" in the Japanese Bio-Industry  
(『組織と経済ガバナンス論 日本のバイオ産業における「フォーラム」』)

## 【論文内容の要旨】

### (1) 論文の要旨

70年代のフォーディズムの危機に際して、新たな経済的調整が各国で摸索された。シュミッター等が主張したネオ・コーポラティズム論もその重要な一つであり、そこでは政・労・使の協調を制度化することによって危機を乗り越えようとした。しかし、それはグローバルな競争や、政府の財政危機といった新たな事態の中で失敗し、批判に晒される。そのなかで、80年代に入り、新自由主義の道が大きな流れとなっていく。しかしながら、新自由主義がいうように経済は市場の調整に委ねれば発展していくといった単純な主張は、現実の経済を無視するものであることも明らかとなっていく。市場は現実には、社会の中に「埋め込まれている」のであり、さまざまな諸制度がアクター間の調整を担っているからである。ヨーロッパでは、特にメゾレベル（産業部門レベル）で、あるいはマイクロレベルであらたな協調主義が進んでいったという事実もある。他方、国家は80年代に入り、かつてのような経済調整能力を弱め、「国家の空洞化」ともいわれるような変化を示していく。しかし、かといって新自由主義者が望むように国家の調整機能がなくなったわけではない。国家も調整制度の重要なアクターとしてあらたな役割を果たしつつあるのである。

こうして、あらためて経済の様々なレベルで諸アクターの協調の制度化による経済調整が行われているという事実、そしてまた、そうした諸制度が経済のグローバル化という現状のなかで競争が必要としている市場への対応能力やイノベーション能力を生み出してもいるという現実のなかで、では、どのような諸制度がこれまでの国家や市場とともに経済的・社会的諸アクター間を調整しているのか、こうした問いのもとで80年代から経済ガバナンス論が盛んに論じられるようになってきた。それは、新自由主義やネオ・コーポラティズム論を乗り越えようとするものであり、ポスト・フォーディズムの時代における新たな調整様式への摸索でもある。

ポスト・フォーディズムの時代の特徴は、知識社会であり、先端技術産業が経済的蓄積の大きな核となることは、容易に予測しうる。そこでの技術革新力こそ、したがって極めて重要な課題となるだろう。

本論文は、以上のような現状認識にたち、本論文の目的を次のようにおく。その目的とは、主要な経済的領域をなす先端産業、特にバイオ産業を取り上げ、そこでの技術革新の発展がいかなる制度、あるいはアソシエーションシステムによってガバナンスされているのか、それを日本のバイオ産業において分析することである。その際、業界団体の果たす役割が重視されるとともに、国家の役割の新たな変化や、多様なアクターがガバナンスを担うことが指摘されていく。

本論文の目的は、また錯綜しているいまのガバナンス論をサーベイし、それを制度ガバナンス論とジェソップ・ガバナンス論とに整理しながらジェソップ・ガバナンス論に依拠しつつ、新たなガバナンス概念を提示することである。ジェソップはガバナンスについて独自の定義をする。彼によればガバナンスとはヒエラルキーでもなく、自己利益のみを追求する市場でもない。それは、水平的権力関係にもとづく交渉

によって行われる自己統治（ガバナンス）・集団決定のあり方をさす。それは各アクターの拘束的・制限的關係（IGAのガバナンス概念）を重視するのではなく、また市場のように自己利益のみを追求する個別的決定を重視するものでもない。よりフレキシブルな諸アクター間の自己統治を意味するのである。そして、本論文は、こうした新しいガバナンス論に依拠し、継承しつつも、それらとも違う新たなガバナンス形態、「フォーラム」を発見する。そして、本論文の目的は、またそうした理論的仮説を、日本のバイオ産業を例にとりながら実証していくことでもある

## （2）論文の目次

Abstract

Introduction

Chapter I. Business Associations and Economic Management in the Theory of Neo-corporatism

1. Neo-corporatism as theory of economic management by interest groups' political action
2. The two dimensions of corporatism
3. The associational system of corporatism
4. Societal effects of corporatism
5. Crisis of corporatism
6. Theoretical reformulation
7. The need of a more complex theoretical model

Chapter II. Business Associations and Economic Management in the Governance Approach

1. Emergence of the governance approach in social sciences
2. Institutional approach to the governance of the economy
3. Jessop's economic governance approach
4. Reformulation of the economic governance model

Chapter III. Political Change and Structural Change in the Japanese Bio-Industry

1. The bio-technology "problem" in Japan
2. Relational characteristics of bio-industry and bio-policy
3. Complexity, collective decision-making, and governance in bio-industry
4. Bio-boom in Japan
5. "Bio re-foundation" in Japan
6. Towards structural change

Chapter IV. Associations and Governance in the Japanese Bio-Industry

1. Aims of the chapter and methodological note
2. Inter-organizational structures
3. Political activity of associations
4. Associations' autonomy
5. The relational role of associations

Conclusions. The contribution of "Forums" to Economic Governance

References

### (3) 各章の要旨

はじめには、本論文の目的が語られる。その目的とは、先端技術産業における業界団体システムがどのような構造をもっているのか、またそれらの産業の業界（経済）団体がどのような活動を通して、産業発展を振興しているのか、ということについて検討することである。このような課題を進めていくにあたって、著者は、市場に委ねるよりも集団決定過程を通じた調整の方がより良好な経済効果を生み出すと主張している3つの理論を比較・検討する。「ネオ・コーポラティズム論」、「制度ガバナンス論」、「ジェソップのガバナンス・アプローチ」である。著者の課題は、3つの理論に見られるような制度論的な視角を批判的に共有しつつ、先端技術産業がこれからの産業発展の大きな流れとなっている現在において、これらの諸理論では不十分であり、したがって、新たなガバナンス・モデルを提示することである。このモデルの特徴をひとことでいえば、ガバナンスの基礎にアソシエーション・システムがあること、また諸システム間の調整や制度転換を行っているのは、コーポラティズムではなく、諸組織間またはアソシエーション内部のメンバー間で形成される「フォーラム」という組織である、ということである。これは、著者独自の概念であり、こうした理論的作業を行った上で、日本におけるバイオ産業・政策の転換を分析しながら、このモデルの有効性について議論するのが本論文の目的である。

第一章では、日本の産業の特徴が、業界団体を持っていることであると、まず確認される。ドーアなどは、ネオ・コーポラティズムの概念を援用しながら、それらの業界団体が日本における産業発展・転換を促進し経済成長を支えた、と述べている。しかし、著者は、それらの研究者が分析する産業は旧来型の産業であり、激しい国際競争のもとで、また政府がこの間、国際競争を押さえる能力を失ってきたという環境のもとで、物理学や電子工学、ソフトウェア等を基礎とした複合的な技術開発が必要とされる現在の先端技術産業では、この理論が妥当しないという。したがって、著者は、まずネオ・コーポラティズム論を取り上げ、それがどのように業界団体の構造や機能を位置づけてきたのかを分析しながら、実際のコーポラティズムのシステムが現在の先端技術産業を促進することができるかどうかを議論し、否定的な結論を出す。では、シュミッターのコーポラティズム論の特徴は何か。著者によれば、シュミッターのネオ・コーポラティズムの議論には大きく言えば二つ主要な課題があったという。第一に、そのネオ・コーポラティズムにおけるアソシエーション・システム（マクロレベル及び産業セクターレベル）の構造そのものを分析することである。かれによれば、それは社会における諸集団と国家との間にある諸利益団体によって編成されるアソシエーション・システムであり、その構造は、「影響の論理」と「加盟の論理」によって特徴づけられるようなヒエラルキー的な形を取ることである。著者は、それがゆえにシュミッターは構造が安定的だと分析しているという。しかし、本当にそうか。シュミッターの議論と暗に対立しつつ、オルソンは集団行動論の立場から「制度病」論を展開する。これによれば、日本、ドイツ、スウェーデンなどには広い範囲の利益を含むマクロレベルでの利益団体があった（「包含組織」という。しかし、80年代からそれらは分裂して、自己だけの狭い利益を守るいくつかの利益団体の活動が活発になり、それらの利益団体は広い利益を代表する包含組織から自立し活動するようになった（「再分配合同」）。オルソンによれば、こうした事態のもとで社会秩序が維持できなくなる、経済を危機に陥らせるという。第二の課題は、アソシエーション・システムと資本主義との関係を分析することである。上述のごとく、システムの構造は国家と社会構造が生み出すものである。したがって、経済の国際化や自由化などが進む中で国家の介入能力と社会における諸利益の変化は、コーポラティズム的なシステムに圧力をかけることになる。脱組織資本主義がすすむ世界で、シュミッターは新たな理論展開の必要性を自覚するようになる。企業の望ん

でいるフレキシビリティ、企業の国際競争を推進するための供給サイドの政策など、産業セクターレベルでビジネス・アソシエーションがコーポラティズムを新たに設立していくからである。いわゆる、メゾ・コーポラティズムである。著者は、シュミッタが80年代の現実に対して、あらたなコーポラティズム論を展開したという。このようなネオ・コーポラティズム論の検討を経て得られる本章の結論は、次のようである。オルソンの理論および非組織論では産業技術開発が必要とする経済的アクター間の協力が無視されていること、またネオ・コーポラティズム論ではアクター間のコンフリクト解決が中心とされ、技術革新が必要とするフレキシビリティ、アクター間の相補性、あるいは共同知識や創造能力などが無視されていることである。この結論が、また著者独自のガバナンス論の布石となっていく。

第二章では、市場主義の主張に反対しながら新しい形の集団決定のあり方に言及するガバナンス論について分析することがテーマとなる。その上で、この新しい理論に依拠しながら、先端産業の発展に焦点をあて、そこでのガバナンスの特徴をコーポラティズム・システムと比較をしながら見ていくことが課題となる。この議論のなかで、著者は、技術開発のガバナンス・モデルの特徴、およびその問題点も明らかにする。さて、経済ガバナンス論における主なアプローチには二つある。すなわち制度ガバナンス論（IGA）とジェソップのガバナンス論（JGA）である。これらの理論はいくつかの共通点を持っている。ポスト・フォーディズム化しつつある現在、急速な変化に適應できる生産システムが必要であり、生産および製品やサービスにおける技術開発と改善を完全にするようなシステムが以前より必要となってきた。このため、ガバナンス論は、市場メカニズムの強化でなく、経済を調整する様々な中間機関や政治的な介入が必要であると主張する。しかし、著者は、両アプローチには、以下のような相違があるという。第一に、分析フレームワークとして、IGAは経済を調整する諸制度を分析し、ガバナンスの制度として、IGAは次の6つを挙げている。すなわち、市場メカニズム、プライベート・ヒエラルキー（会社）、国家、アソシエーション（団体）、ネットワークとコミュニティ、である。これに対して、IGAの目的は、諸産業セクターおよび一国におけるガバナンス制度の分析、あるいはその進化や経済パフォーマンスへの影響について解析することである。IGAにとって、個人の利益拡大を追求するガバナンス制度（市場メカニズムと会社）は、社会価値観、政治介入、アクター間交渉や政治的な権威を伴う制度より、長期にみれば経済的には劣位であり、また空洞化しつつある国家の機能も変化しつつあり、したがって、水平的・権力関係的な交渉によって行う諸アクターによる自己統治という新しい集団決定の方法が重要になっているという。こうした自己統治の過程を、JGAはガバナンスというのである。JGAにとってガバナンス論のキーポイントは、IGAがガバナンス（しかも多様なガバナンスをみている）の背後にある諸制度を問題としたのに対して、アクター間の関係そのものを問題としたことである。第二に、JGAは、かつてないほど政治・経済の転換のなかで、諸アクターの相互依存と、同時に独立性の高まりが社会コンプレクシティーが増大するなかでアクター間の調整が必要であるのにヒエラルキー的な調整では効果的でなく、決定の課題と関連しているすべてのアクターを決定過程に組み入れ、自己統治できるシステムが必要となっている、またはそうしたシステムが現実にも普及していると主張しているという。JGAにとって、ネオ・コーポラティズムはヒエラルキー的な権力や制限された参加を特徴とし、したがって、それはガバナンス・メカニズムでないと考えられている。また、それは現在の経済の転換に適應できないという。他方、IGAにとっては国家の権力やネオ・コーポラティズムの権力は現在でも経済を優位に調整する制度である。第三に、IGAによればポスト・フォーディズムにおける効果的な経済パフォーマンスを実現するためにこれまでの「社会的生産システム」が適切でないとしても、その進化は諸制度自身の変化の難しさがゆえに、大変困難だと考えてい

る。しかし、JGAによればシステム間ネットワークのレベルでのガバナンスを通じて、その進化は促進可能だととらえている。著者は、同じガバナンス論といってもIGAとJGA両者の間には以上のように違いがあることを読み取った。

著者は、このようなJGAのガバナンス論に依拠しているが、しかし、JGAはガバナンス・システムにおける組織構造をはっきりと考察しているわけではないとし、したがって、JGAのガバナンス論を現実分析に生かすためには、ネオ・コーポラティズム的ではないにもかかわらず調整において重要な役割を果たすアソシエーションの特徴を考察しなければならないと強調する。そして、著者は、あらたに「フォーラム」という概念を提起するのである。「フォーラム」とは公的討論の場である。これは、アソシエーションと異なり、参加するアクターは限定されず、決定課題と関連しているアクター全員が参加する仕組みである。また、その課題は決定過程の中で共同的に形成されていくことが特徴である。そして、参加するアクターが決定に従うことはヒエラルキー的な権威によってではなく、アクター相互の管理、または自発によるものである。さらに、ネットワークと異なり集合的決定の目標はフォーラムのなかで編成され、目標を達成した場合フォーラムのなかでの議論を通じて新しい目標を決め、フォーラムのなかで目標ごとのネットワークが生み出されてもいく。また、フォーラムのなかで社会諸システムのメンバーが参加してシステム転換の調整も可能である。しかし、ガバナンスは様々な問題を伴う。組織が非公式になるとアカウンタビリティに従うのは難しくなり、コンフリクトの高い課題が処理されず、力のないアクターが締め出され、参加をしているアクターが自己の利益のために従うのをやめる可能性が高い。

著者は、結局、現代のガバナンス論を検討しつつ、このような意味での新たなガバナンス形態を発見し、この「フォーラム」という新たな概念こそ、現在、国際化と産業における技術開発が競争の基盤となってきたポスト・フォードイズムの時代の新たなガバナンス形態だと主張する。

第三章では、以上のガバナンス論の検討を経て、それを日本のバイオ産業において検証することが課題となる。現代のバイオ産業は、70年代の生物学などにおける研究の成果を応用して、80年代初頭から急速に発展してきた。日本政府は70年代末からバイオテクノロジーにおける研究とバイオ産業を発展させるために様々な政策の実施を行ってきた。それぞれの省庁（通商産業省、科学技術庁、文部省、厚生省と農林水産省）が独自の政策を実行したが、その際、特徴的なことは、省庁が政策決定過程において政府との情報交換や交渉、または政策実行を促進するため業界団体が企業を組織化することを支えたことである。著者は、日本のバイオ産業におけるガバナンス・システムを分析する前に、まずバイオ産業やバイオ政策に独特な特徴を指摘する。それから、日本におけるバイオ産業やバイオ政策の発展や転換を分析する。

さて、著者はジェソップによるコンプレクシティーの定義を応用してバイオ産業における社会関係をみる。そうすると、そこではコンプレクシティーが高いことがわかる。よく知られているように、バイオ産業とバイオテクノロジー研究は多元的であり、現在、産・官・学関係が研究開発の基盤となっている。この産業では様々なアクターが相互依存している。また、様々な政策、すなわち産業政策、科学政策、教育政策、厚生政策、中小企業政策などがバイオ産業の発展と絡んでみいる。さらに、バイオテクノロジーの様々な課題が産・官・学だけでなく、全体社会の利害とも関係を持っている。このため、バイオ産業における産・官・学関係の分析から、ガバナンスの組織的なあり方や研究開発の方法あるいは成果との関係を理解することができ、また社会の参加または排除の程度やその方法も明らかできる可能性がある。著者は考えている。次いで、分析されるのは日本におけるバイオ産業・政策の転換である。著者は、バイオ政策のあり方は、従来型政策が展開された1981年～90年代半ばまでと、産業構造や研究開発システムを目

指す新たな政策が遂行されるようになった90年代半ば以降の2つの時期に区分することができるという。従来の政策は、総合戦略が欠如し、省庁が相互協力をせずにバイオ産業の発展は大企業に任せ、また研究投資は大銀行や国家によって提供された。さらに、「次世代プロジェクト」に見られるように、通商産業省による共同研究開発政策は互いに競争相手である大企業間の協力を目的にしていた。しかし、従来の政策が成功したとはいえ、新たな政策が始まった。90年代半ば以降の政策は、政府の総合的な「国家戦略」であり、バイオ産業の発展を促進するためにベンチャー企業を生み出しやすい環境を作ることを目指すことになる。このため、ベンチャー投資を促進し、大学と企業との関係を完全にするために様々な対策が決定されてきた。さらに、「ミレニアムプロジェクト」に見られるように、政府による共同開発プロジェクトは、競争相手である企業よりも補足的な能力を持っている諸企業の協力および企業と大学・研究機関との協力を促進することが目的となる。そして、著者は、その政策転換には、バイオ産業団体システムの調整のあり方が影響を与えていると主張する。また逆に、政策がそのシステムを変化させてきたともいう。本章は、その両者の関係の実態について論じたものである。今日、日本ではバイオ産業の発展をねらいとする産業構造の転換や、技術開発システムの再編が進行中である。この過程における政策決定・遂行は産・官・学、各界間の「交渉」によって行なわれていると、著者はいう。そして、この政策転換または産業における諸制度の転換において、業界団体の役割が決定的に重要だったとみる著者は、次章においてその検証を行っていく。

第四章では、こうして上述のガバナンスのありかたをとる一例として日本のバイオ産業における業界団体が分析されることになる。この検討に際して、本章が提示するのは、先端技術産業において、産業団体システムは、ネオ・コーポラティズムではなく、より水平的な構造、いわゆるガバナンスによって組織されるという仮説である。なぜなら、イノベーションは、協力とフレキシビリティのバランスをなによりも必要とするからである。日本のバイオ産業における産業団体の構造と機能を分析することによって、この仮説について検証するのが本章の目的となる。この検討を行うにあたって、著者は、通産省と関連が深い財団法人バイオインダストリー協会（JBA，1983年）、また全体のニューバイオを利益団体として代表している日本バイオ産業人会議（JABEX，1999年）など全国レベルの全ての業界団体（7団体）と近畿バイオインダストリー振興会議のヒアリング調査を行い、それらの組織や活動についての資料を分析する。さらにまた、政府のバイオ振興政策についての資料の分析も行った。これらの団体は、バイテクノロジーにおける産・官・学の間を促進し、なおかつ情報交換や共同研究など多様な活動を行っている。そのなか、近畿バイオインダストリー振興会議が、技術の産業化のコーディネート活動、共同研究プロジェクトの編成と実行へのコーディネート活動や政府からの研究委託を受け、活動を拡大してきた。さて、これら団体システムには次のような特徴があると、著者はいう。第一に、団体間の構造をみると、多くの企業がさまざまな団体に加盟していること、また、JABEXとJBICにおいてのみ、他の5つの団体が加盟しているが、この場合でもコーポラティズム的な構造ではなく、それぞれの団体が関連省庁との関係を保ちながら、それぞれの企業が直接にJABEXやJBIに加盟していること、さらに、情報交換や議論、あるいは共同プロジェクトを行うため、諸団体や行政が集まる三つの「フォーラム」が開催されていることである。また、それぞれの団体は独自の活動を行っているけれども、そこにはブルーリズム的な団体間の競争があるわけではない。第二に、団体内の構造をみると、諸団体のメンバーシップにさまざまな産業部門の企業があり、それ以外に、行政や研究者も参加していることである。団体の内部組織における部会などはコーポラティズム的な構造というよりも、議論の場、いいかえれば「フォーラム」を特徴としているのであ

る。第三に、これらの団体の活動をみると、政府による研究開発プロジェクトを担ったり、また独自の研究開発のプロジェクトや、加盟企業の共同プロジェクトを行っていることである。さらに、政治決定過程、特にバイオ産業新興の国家戦略に参加するだけでなく、イニシアティブをとっていることが特徴である。

以上の分析から、著者は次のような結論を引き出している。日本のバイオ産業に関する産業団体システムはネオ・コーポラティズムでもなく、プルーラリズムでもない新たな調整システムであるということである。このシステムは産・官・学が参加している団体によって編成されている。そして、著者は、このような団体を「フォーラム」と概念化するのである。この「フォーラム」によって編成された諸システムが、バイオ産業をめぐる産・官・学、各界の関係、またはそれぞれの内部における諸関係を自己調整していると、著者はいう。さて、こうした「フォーラム」という概念について著者は、あらためてジェソップのいうガバナンスという概念と違った特徴をもつことを主張する。ジェソップのいうガバナンス・アプローチの一つである、すべての関係者がガバナンスに参加可能であるという仮説は、「フォーラム」という概念ではそのまま適用できないからである。逆に、「フォーラム」を通じて、ガバナンス論に見落とされている決定過程への参加における不平等の過程も存在しているという結論を導いている。すなわち、バイオ産業団体の内部組織における部会などのメンバーシップの分析結果によって、研究者は技術的な部会に深く参加しているにもかかわらず、政府の規制に携わる内容の部会には参加していないこと、あるいは会費区分やその会費区分が伴う会員の権利区分などがみられ、したがって、「フォーラム」を通じて、ガバナンス論に見落とされている排除の過程が存在しているという結論を導いている。

結論では、これまでの議論を踏まえ、ここで獲得された情報交換、議論や共同知識を促進する「フォーラム」というガバナンス形態が、ネオ・コーポラティズム論や諸ガバナンス論の弱点と長所を明らかにしつつ、それら諸理論の結合によって、特にジェソップの過程としてのガバナンス概念と、制度ガバナンス・アプローチのいうガバナンスを行う組織という視点を合わせ、設定されたことが確認され、またそれがバイオ産業に見られることをあらためて確認するとともに、今後の課題としてこの分野でのベンチャー企業の役割の分析等がさらに必要なことが述べられる。

### 【論文審査の結果の要旨】

本論文は、以下の点で評価できる。

本論文は、欧米あるいは日本で、現在ホットな議論が続いている経済ガバナンス論（一般に、産業ガバナンス論ともいわれるが）を丹念にサーベイし、その議論が何を問題としているのか、またそれらの錯綜した議論の主要な違いが何なのかを的確に整序しており、きわめて有益である。これまでこうした理論の整理が十分になされてこなかったからである。また、その整序にあたって、制度ガバナンス論とジェソップ・ガバナンス論に分類したのは著者の卓見でもある。といっても、ジェソップ・ガバナンス論が一人ジェソップのみが主張するものでないことは、読者に注意を与えておく必要はあった。

上の点にもかわるが、本論文の前半については、それがすぐれてまたシュミッターに関する研究史にもなっていることである。70年代、ネオ・コーポラティズムを論じたシュミッターは、その後メゾレベルのコーポラティズムを論じ、PIG（プライベート・インタレスト・ガバメント論）論を展開した。そのうえで、さらにウィリアムソンなどからの影響を受けつつ制度ガバナンス論を本格的に論じるようになる。それは、現実の変化が要求する理論の変化であり、深化であった。そこには、市場とは「社会に

埋め込まれたものである」という一貫した彼の主張が貫かれたものであり、この点で首尾一貫した主張である。本論文は、日本においてネオ・コーポラティズム論後の彼についてはあまり語られないシュミッターを、あらためて語り、その点でシュミッター研究としても優れたものとなっている。

本論文は、そうした整序をとおして自分なりのガバナンス形態を発見・定義した。「フォーラム」という概念である。この概念は、近畿バイオインダストリー協会等へのインタビュー・調査によって補足されたものでもある。この概念は独創的であり、本論文が依拠したジェソップ・ガバナンス概念を継承しつつも乗り越えるものである。この点、あらたな制度ガバナンス論に一石を投じるものと思われる。

制度ガバナンスを論じる論者は、ジェソップも含め、それを現実のなかで検証することが少なかった。また検証例はそれほど多くない。先端技術分野については電子部品産業を扱ったSakoなどの例など数えるほどである。その点では、本論文が、バイオ産業を取り上げ、調査・インタビューなどをし、新たな概念を提起したことは、注目に値するものである。

本論文は、これまでの制度ガバナンス論において十分でなかった、組織形態と、組織内アクター間の集合行為論を意識的に論じることによって、組織社会学の視点をガバナンス論に持込んだ。この点でも有意義なものとなっている。

しかし、いくつかの課題も残されている。

著者は、「フォーラム」という概念で、先端技術産業分野たるバイオ産業では、多様なアクターによるアクター間の協調が不可避だと主張している。しかし、はたして協調だけがこのガバナンス形態の特徴なのか。フォーラムに参加する企業は激しい国際競争に晒されており、そこには協調だけでなく、企業間の対立的側面はないのか。その点、個別企業の参加者レベルにまでおりたった調査が必要であると思われる。本論文が政策形成過程への業界団体の役割に主として焦点を絞っていることが、上記のような対立的側面が後景に退く原因ともなったと考えることはできるが、上記調査のなかでさらにフォーラム概念を深めることが必要である。

上記の点は、フォーラムが、何をガバナンスするのかということを含む問題である。単なるコーディネーター的なものか、それともコンフリクト・ソリューションとしてのガバナンスなのか。ガバナンスとは、むしろ後者の概念から発生した概念なのではないのか。この概念の発生史をあらためて迎えることが必要である。

同じく、日本では、日本株式会社論、企業社会論によってこれまで産・官・学の癒着ということが批判されてきた。フォーラムは、こうしたこれまでの構造とどこが違い、また同じなのか、あらためて区別しておく必要がある。また、国家理解についていえば、ジェソップ的なメタ・ガバナンス機能を果たす国家という像を著者も共有しているのか。そうだとするならば、そうした国家像が日本においても当てはまるのか、今後の検討を待ちたい。

バイオ産業の分析についていえば、著者は90年代に大きな政策の転換があったという。しかし、この転換を促した理由は何なのか。単なる国際競争の圧力という理由だけではすまないだろう。このことは、なぜそれまでのシステムが有効でなかったのかということでもある。その内在的な検討がさらに展開される必要がある。

本論文には、こうした今後に残されている課題もある。しかし、本論文の研究水準は高く、フォーラムという概念を、今後、他国との比較においても深めていってほしいことを願いながら、審査委員会は、本

論文が学位を授与するに十分に値すると認め、本学学位規程第18条第1項に基づき、学位を授与することが適当だと判断する

**【試験または学力確認の結果の要旨】**

審査委員会は、学位論文を精読し、さらに公聴会での質疑応答を踏まえ、本論文が学位を授与されるに十分な水準にあると判断するとともに、著者が、十分な専門知識と、豊かな学識を有すること、また、外国語文献の読解においても優れていることを確認した。したがって、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。なお、審査委員会は、著者が本研究科在籍中に学則に基づく所定の単位を取得したことも確認した。

審査委員	(主査)篠田 武司	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)木田 融男	立命館大学産業社会学部	教授
	(副査)八木紀一郎	京都大学大学院経済学研究科	教授